

令和5年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年9月7日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 村松 浩喜	8番 森澤 文王	9番 村田 桂子
10番 榎本 真弓	11番 今井 英昭	12番 今井 清

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 市川 偉	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後4時41分

(午前10時00分 開議)

議長（今井 清君） おはようございます。これから本日9月7日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（今井 清君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、11人の議員から一般質問の通告がなされています。

本日は、通告順6番まで行います。

質問は、通告順に一問一答方式で行いますが、議員各位及び町当局は実質的な審議を尽くされますよう、お願いいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内です。

それでは、順番に発言を許可します。

初めに、通告順1番、6番、中村茂弘君の発言を許します。

件名は 1. 移住政策について

2. 財産の状況についてです。

質問席からお願いします。

〈6番 中村 茂弘君 登壇〉

6番（中村茂弘君） それでは通告に従い、質問いたします。

まず、長野県に移住相談が多いと言われておりますけれども、町の移住体験住宅2棟があります。この3年間の利用状況について伺います。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。それでは、中村議員の質問にお答えをさせていただきます。

移住体験住宅につきましては、当町への移住希望者に一時的に立科町の自然や生活環境の体験、地域住民等との交流体験の機会を提供することで、当町への移住の促進及び地域の活性化を図る目的で2つの宿泊施設とその間の交流スペースからなる施設を平成27年12月に設置したものでございます。また、現在は地域おこし協力隊の移住促進担当が中心となり、利用者の希望に合った体験プログラムを作成し、案内人として同行するなど、様々な体験のサポートや移住相談を行っております。

さて、移住体験住宅の利用状況は、開設当初から増加傾向にございましたが、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響から利用が大きく落ち込み、それ以降は再び増加をしております。年度ごとの利用状況等につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 移住体験住宅の利用状況につきましては、3年間とのことではございますが、傾向が分かるよう平成28年度からそれぞれの年度ごとに利用者数と利用日数を申し上げます。平成28年度は29人76日、29年度は30人44日、30年度は42人68日、令和元年度は55人123人と、利用者数は年度ごとに増加しておりました。しかしながら、令和2年度は利用者数8人、利用日数28日、3年度は14人、29日と大きく落ち込みました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の対策として4月中旬から6月末まで移住体験住宅の利用を休止し、その後は県の基本的対処方針等に従い、都道府県別の新規感染者数に基づいて往来において慎重に判断する、都道府県からの利用を控えていただくなどの条件を付け、十分な感染対策を行った上で7月から利用を再開いたしました。令和3年度も同様の対応をしており、このことが利用者数等が減少した要因であります。

このような中、令和2年6月からオンライン移住相談会を開催しているほか、オンラインでの移住セミナー等に参加するなど、状況に応じて移住促進に努めてきたところでございます。令和4年度は利用者数34人、利用日数88日、令和5年度は8月までに48人、80日と再び増加傾向に転じております。最近では宅地分譲を開始した西塩沢三葉団地の見学を目的に県外の方が移住体験住宅を利用されるケースもございます。

以上です。

議長（今井 清君） 6番、中村茂弘君。

6番（中村茂弘君） これを言いますと、利用条件が大分回復してきたということで、大分よかったです。

その中で、何県からの利用状況が多いかを伺います。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

これまでの移住体験住宅利用者の居住地を都道府県別に申し上げますと、一番多いのは東京都、割合で25.7%、次に埼玉県で16.5%、3番目が愛知県で10.1%でございます。特に首都圏が多く、利用者の6割は首都圏の方で、続いて中部圏、近畿圏の順であり、県内の方の利用もございます。

このような状況から、県外での移住セミナーや移住相談等の参加につきましては、本年度も引き続き首都圏の方を対象に東京で開催されるものを優先して参加しております。

以上です。

議長（今井 清君） 6番、中村茂弘君。

6番（中村茂弘君） 傾向としては首都圏がこれを見ると多いというふうになってはいますが、各都道府県から、また移住につながるようにPR等をお願いできればと思います。

その中で、移住につながった件数はどのくらいありますか。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

これまでに移住体験住宅を利用し、実際に当町へ移住した方は5世帯12名の方がいらっしゃいます。直近では令和3年度に利用され、4年度に転入された1世帯2名の方となります。また現在は移住されていなくても立科町を知って一時的ではございますが住んでいただいたことで、将来的な移住や関係人口の増加につながればよいと捉えております。

以上です。

議長（今井 清君） 6番、中村茂弘君。

6番（中村茂弘君） 5件5世帯が移住につながったということですが、引き続き首都圏を中心にPR等をお願いできればと思います。

次に、財産の状況について伺います。過去にいろいろ保育園の旧跡地の質問をしてきたわけですが、旧保育園跡地の中では、まだ千草保育園の跡地が現状のままとなっておりますけれども、売買契約等がありますか、お伺いします。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それではお答えをさせていただきます。

旧千草保育園跡地の活用等につきましては、まちづくり創生会議公共施設部会からのご提言を踏まえて、公民館周辺施設等を併せて具体化してまいる計画であります。現在は隣接する企業及び町内の団体への一部貸付等のほか、今年の町民祭り開催時には一般駐車場として可能な範囲で有効活用をしている状況であります。

以上であります。

議長（今井 清君） 6番、中村茂弘君。

6番（中村茂弘君） 今まで旧保育園跡地についていろいろ質問してきたわけですが、他の保育園についてはいろいろ活用が決まってきた大変よかったと思います。引き続き早めに千草保育園については売買が進むようお願いしたいと思います。

次に、美上下の農地について伺います。

この土地は、不法投棄がされそうになったために影響を考えるとということで、町で取得したことは承知しております。現状についてどうなっているか、お伺いします。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

中村議員からは同様のご質問を過去にもいただいた経過がございます、美上下の農地につきましては令和2年度から地元の農業従事者の方へ農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定により、現在、令和6年度までの5年間の貸付けを行っておりまして、状況につきましては変わっておりません。

以上です。

議長（今井 清君） 6番、中村茂弘君。

6番（中村茂弘君） 5年間の貸付けをしていて変わっていないということですけども、この農地につきましてはいろいろわくがあるわけですけども、早めにそういう農業の方にはよろしくお願ひしたいと思います。

なお、地方自治法上は、市町村は農地は持てないとなっております。これは違法状況でありますので、安くてもいいから早めに処分すべきと思いますが、町の考え方を町長にお伺ひいたします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

今後につきましても当該地を町が取得した経過から考えますと、農地法または農地中間管理事業による貸付けが適当ではないかと考えておりますが、現在の貸付けの継続性が確保できるかも含めて、今後の検討課題と捉えております。

以上です。

議長（今井 清君） 6番、中村茂弘君。

6番（中村茂弘君） 先ほど申し上げましたように、地方自治法違反になっておりますので、早めに農地を手放して適正な状況で地方自治に当たっていただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（今井 清君） ここで暫時休憩とします。再開は10時25分からです。休憩に入ります。
(午前10時17分 休憩)

(午前10時25分 再開)

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順2番、**8番、森澤文王君**の発言を許します。

件名は **1. 交通安全協会への支援について**

2. 消防団のポンプ操法、ラッパ吹奏大会についてです。

質問席から願ひます。

〈8番 森澤 文王君 登壇〉

8番（森澤文王君） 8番、森澤です。8番、森澤文王、通告に従い、質問いたします。

1、交通安全協会への支援について。

立科町交通安全協会の活動に町が支援していくべきと考える。町長の考えは。

(1) と合わせてお答えください。

(1) 協会の活動費を町が支援するべき、せざるを得ない現状になっていると考える。町長の考えを問うとしました。ということで、立科町交通安全協会に対しての支援を、これを具体的に申しますと、人件費は町が支援する段階になったと考えております。ご存じのとおり、立科町交通安全協会は、各区より選出された役員さんが活動している組織で、その活動資金はおおむねちょうど今、役員の皆様が各地区で町民の皆様にお願ひして集めている車両割協力金という寄附によって運営されております。私も地元、姥ヶ懐区の役員として参加しておりますが、近年、この協力金集めの説明会では、時代の変化やコロナ禍の影響もあり、その集めることの難しさがひしひしと伝わる質問が出ては、会長をはじめ事務局が答弁に詰まる場面が見受けられます。私のほうでも町民の方から寄附を役員が集めて回るということから始まり、時代に合わないのではないかとご指摘をいただいておりますし、前回の交通安全協会の会議では、協会の会長もお金を出してほしいと町長にお願いをしているという発言もありました。町長の交通安全協会の支援についてのお考えを問います。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、森澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

交通安全協会は、交通安全活動を自治体や警察のみならず、地域住民一人一人が力を合わせることで交通事故のない安全で快適な住みよい町づくりを推進・実現するために、関係機関並びに諸団体と連携した活動事業を展開をさせていただいているところであります。そのためにも議員のおっしゃるとおり、協会役員の皆様におかれましては各地区から選出され、交通安全活動にご尽力いただいているものでございます。交通安全協会では広報啓発活動、保育園、小学校での交通安全教室、交通安全習慣における学校周辺での街頭指導、町内イベントでの交通整理、町道のストップライン引きなど、地域のための様々な交通安全活動を行っています。

このような協会の主体的な活動が町の交通安全施策の推進や町民の交通安全意識の醸成につながるものと考えております。そのため、町におきましても協会への補助金交付のほか、事務局を担い協会への事業推進を支援するとともに、町の交通安全施策の取組を徹底しながら行っているところであります。

交通安全協会への活動費の支援については、協会においても事業の見直しや本年度から協力金を見直すなど、活動の負担軽減を図っておりますので、今後におきまして年間収支事業報告等をしっかりと精査させていただいた上で、慎重に判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 8番、森澤文王君。

8番（森澤文王君） ご答弁いただいたとおりだと思いますけれども、もう各区から役員で出さなきゃいけないというような形で必ず各区から出ていただいている。でもその活動資金、運営費は寄附によってほぼ賄われていると。町から入っているお金では人件費、手当ですかね、には相当していかない。そういう中で、協会はまた別組織なので、ここではどう支援するか、の支援してほしいという立場で私は申しているところなんですけれども、協力金に集中していきますと、私さっき人件費と申しましたが、基本的には寄附金を集めないでも運営できるように町がもう支えていくべきだということになります。

あんまり言いたくはないところなんですけれども、大体1年間の活動で私の口座に振り込まれてきますのは大体1万5,000円から2万円の間で手当が入ってくるわけなんですけれども、私が担当している姥ヶ懐区で協力金を集めても、その金額には満たないわけですね。ということは、他の世帯数の多い区でご苦労されて集められた方の協力金のほうから私のほうに手当が入ってくると。こうなると地域格差で私も肩身が狭い。そういう方も多々いらっしゃるかもしれません。そういう意味において、これはもう出していかなければいけないということなのではないかと。

ここなんですけれども、先ほど慎重にということでしたけれども、その辺の格差が発生することに対しても、町長のお考えをお願いします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

今、議員のおっしゃることもる分らないわけではございませんけれども、私、冒頭申し上げましたけれども、やはり町民の皆さん一人一人の命を大切に、交通安全をしっかりと守っていくということになりますと、これは町民一人一人がそういった意識になっていただかなきゃ困ります。町が一方的に支援をしているという形だけを捉えていきますと、少なくとも行政がやってくれることだからいいよというふうになってきますと、必然と、この交通安全に対する町民の皆様の意識、これらをしっかりと醸成していかなきゃいけないということがございますので、私としては先ほど申し上げましたけれども、町が出さないということではなくて、協会そのものが今、見直しに取りかかっています。これらの行政をしっかりと見据えた中で、町として最大限どういう体制を取れるのか、このことが一番かと思えます。しかし、基本は私たち一人一人の町民は、自分の命は自分で守るのが基本であります。その上に立って、行政はしっかりと町民を支えていくということを私は基本に考えたいと思っています。

議長（今井 清君） 8番、森澤文王君。

8番（森澤文王君） 交通安全にも意識を高めて守っていくというのは大事なんです、それと寄附金を集めていくということはあまり連動させにくいですね。啓発をする方たち

が啓発をするための資金を皆さんから集める、昔はそれで多分、通ったのでしょけれども、現在の情報化社会の中で多数の意見が飛び交う中におきましては、理屈が通りにくい話はだんだん通らなくなっていくと思います。そういう中で、交通安全はとても大事なことは分かりますし、協会の活動が素晴らしいということも私は分かっています。が、その中で、立科町協会の皆さんが一番苦戦するのが恐らくこの寄附金、協力金集めですね。ここの部分においては、もう活動をしていただくことに対しての支援という意味で、町がしっかりと支えていく中で、交通安全協会、大体出役しますのが春、秋の子供の横断歩道での誘導、それと津金寺の夜観音、えんでこ、そしてこの寄附金、協力金集めがあって、2月、3月ぐらいには保険の徴収ですね、行います。そういう中で考えますと、保険の徴収は1件当たり100円という手当がつくのですけれども、そこは分かるんです。ただ協力金で集めたものが割り振られているという状態なので、ここで町民一人一人が交通安全に気をつけるためにやってもらっていて、自分たちのお金で回してくださいというのは、もう現代では話が通らない。特にコロナ禍を通して感染症がある中で集めるのも大変ご苦労なされている方もいらっしゃいました。集めるために消毒キットを用意されて、さらに感謝の粗品をつけてとなると、集めることに対してお金をかけちゃうという、もう非常に難しいですね、集めなきゃいけないから集めてるといような不思議な状態になるんですね。なので、ここをちゃんと理論が通るように、筋が通るようにということを考えておるところです。

町長も慎重にこれから考えていかれるということでしたので、そこをもう少し続けたいところなんです、その前に先ほど申しましたえんでことか、町は交通安全協会にお願いされて役員を配備して誘導しているのか。町がお願いして誘導しているのか。ここの違いがあると思うんですが、ここはまずどうなっているのでしょうか。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 私のほうからお答えさせていただきます。

えんでこにつきましては、従来から実行委員会より依頼がございまして、交通安全協会のほうに依頼があって、交通安全協会につきましても交通警備部会という部会に所属しております。その担当業務として実施をしているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 8番、森澤文王君。

8番（森澤文王君） 自分たちが集めたお金で活動する、寄附いただいて活動する。その中で、えんでこも大成功でしたね、たくさんの方々が来られて。でも、きっと安協の役員だから出たくても出られなかった方もいると思います。そういう楽しい楽しい町民祭りに出られないのに、そこにたつことによって入る手当は、自分たちが集めたお金から取るという、非常にまたこれも飲み込みづらい状態になっています。町は、このえんでこで出てもらった方々に対しての実際の労務費、手当は出しているのでしょうか。私も安協の過去の決算書などを見たのが、あまりたくさんちょっと手元に残って

なかったんですが、平成27年、8年あたりの決算書を見たところ、どうも金額が入っているんですが、そんなに大きな金額、人件費とは言い難い金額だったのですが、この辺はどうなっているのでしょうか。総務課長かな。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） あくまでも部会費ということで、交通警備部会に必要な最低の経費については実行委員会のほうで持っていていただいております。人件費というものは出ていないと承知をしております。

また、交通安全協会の部分につきましては、あくまでも協会の団体の会計の中でやっているものでございまして、人件費につきましては町の交通安全指導員という立場で町からは支給をさせていただいているというところで、分けて考えていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

議長（今井 清君） 8番、森澤文王君。

8番（森澤文王君） 今、ご答弁いただいたように、細かな決まりと組織の中で割り振られているので、表面上なかなか分かりにくいですが、表面で動いているのは一般の安協の会員さんの皆様なので、もっと分かりやすく理屈の筋が通るように、非常にシンプルな形にしてもらおうと今後助かるのかなと思っております。

その中で、交通安全協会のほうで決めたことが上がってこないということが何ともここではこれ以上話が進まないところがございますけれども、町側としてもこれからもう皆さんが活動しやすいように、支えていかれるように、安協は安協件で昔からやっているんだからそのとおりにやってちょうだいではなくて、これからの時代に合わせて会員の皆様、各区の役員の皆様、何しろ区で役員出さなきゃいけないというのが前提で出てきているというのが皆さんあって、やりたいからやっているという方はそんなには数多くはいらっしゃらないと思うんですよ。役員が出さなきゃいけないから出る、自分たちの活動資金を集める。さっきの部会の話もありましたけども、組織の中でうまくいっているんでしょけども、普通に働いたら普通にお金出さなきゃいけないじゃない。同一労働、同一賃金じゃないのかと、こういう話がこれからどんどん出てくる時代でございますし、今、私がこの議場でしゃべったことによって、こういう意識が高まってしまったかもしれませんが、高まるべきものであると、こういうふうに思っております。町長、もう一度伺います。もう少し慎重ではなくて前向きという答弁をいただきたいところですが、いかがですか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 慎重と私は申し上げたのは、あくまでもこれは公金を動かすことです。これにはそれなりのしっかりとした理由づけと、それから町民の皆さんのご理解が得られなければ、一つ一つの物事を変えていくということは簡単ではありません。ただし、今、議員がおっしゃったように、今の情勢、時代が流れている情勢下の中で、確

かに協会のありよう、そして、その活動の事業のありようについては、今、見直しをされているようでございますので、これらをしっかり捉えて、行政が果たすべきものは何なのか。これらをしっかり精査する中でということに慎重というふうに申し上げます。ですので、支援をしないとかそういうことを申し上げているわけではございません。

これから時代は人口減少時代、当然、もう大分前から入っているわけでありまして、人口が少なくなったとしても一人一人の命は命です。これは人の数が多い、少ないだけの問題ではありません。その意味からしても、その原点に立ち返って、もう一度、行政のありようも考えてみたいというふうに思います。

議長（今井 清君） 8番、森澤文王君。

8番（森澤文王君） ぜひ考えていただきたいところでございます。公金をということでございますけれども、町民の皆様は税金も、寄附金も、同じお財布から出ていきます。町民のお金でやっていることには何の変わりもございません。そういう意味での精査をしていくべき、こういう景気の難しい時代になってきましたので、そして物事を変えるのは難しいですけれども、変えるものは変える、それを決めるのがこの議場の場だと思っております。そういうことですので、私としましては変革を求めていくところでございますが、この件についてはまとめていきますけれども、交通安全というのはやはり尊いものです。私も20年以上前の漫画のセリフですが、今でもたまに思い出して気をつけているものがありまして、ドライバーが誤った判断をする割合は3キロメートル走る間に1回、ひやっとする間一髪の状態が800キロメートルに1回、衝突は10万キロメートルに1回、死亡事故は2,600万キロメートルに1回と。古いデータですので、そこまで今の状態と合っているか分かりませんが、このようなことを気をつけますと、交通安全協会の活動によってこの割合が大分変わるのではないかと、だから私たちは交通安全協会の活動を尊いものだと思っております。皆様がしっかりその交通安全協会の意義を感じられるように、言われているからやっている集金組織ではなくて、交通安全のためにやっているんだと、こういうふうにちゃんと考えるように町側が支援していくことを求めて、次の質問に参ります。

では、2番目の質問です。消防団のポンプ操法、ラップ吹奏大会について。

暮らしやすいまちづくりを考えた中で、立科町消防団員の負担を減らすことについての考えを問う。（1）と併せてお答えください。

（1）全団員にアンケート調査を町が行うべきときと考える。町長の考えはと。

さて、今年の消防団のポンプ操法大会では、当町の西塩沢分団が県大会で好成績を収められたという嬉しい出来事がありましたが、こういうときにこそしっかりと議論のテーブルに乗せるべきと私が考えるのが、消防団のポンプ操法とラップ吹奏の大会を今後も続けていくのかというテーマです。このテーマは恐らく非常にデリケートであり、使う言葉を一つ間違えただけで、いろいろな方々の気分を害されるというこ

とも考えますけれども、そのせいなのか、公の場での議論の記録があるという話もあまり聞かないところです。

そこで、今回、町長に伺いたいのは、全消防団員の意見を聞くということをしませんかということです。私の極めて個人的な意見としましては、古町分団に所属しております、選手をやらせていただいたからこそその失敗。それから、これまでの様々な出動の経験を踏まえて、大会を開くのではなく、災害対応の講習会のほうがより町のためになるのではないかと考えております。消防団活動というのは、立科町で暮らしていく中で、なかなか負担が大きな地域貢献活動であり、その中でも6月の大会というのは最も負担の大きな活動です。近年、大会の廃止・中止を決定する自治体が出てきている中で、立科町はこれからどうしていくのか。この是非を今、ここでどうしようというわけではなく、ぜひ消防団員の個人の意見を集めて把握することを楽しませんか、ということなのです。町長のお考えを伺います。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは議員の質問にお答えをさせていただきます。

消防ポンプ操法大会、ラップ吹奏の在り方について、大変重要なものと私も認識しております。町としましても消防団員の減少は大きな課題となっており、実際に大会に限らず消防団員活動を進めていく上では、団員自身の思いはもちろんご家族のご理解とご協力が不可欠であります。

そうした中で、大会に対しては事前から必要性や必要のための練習に伴う団員やご家族の様々な負担についての意見が寄せられてきた経緯がございます。こうしたご指摘を受け、大会の今後の在り方等について見直しを行うべく、消防幹部会での協議や近隣市町村の大会運営等の意見を踏まえ、消防団員の日頃の訓練成果を発表するとともに、消防ポンプ操法技術の向上や団員の士気高揚といった大会の本来の目的を維持しつつ、本年度からはドライブスルー方式、いわゆる入替え方式を取り入れ、大会を簡素化し、団員の負担軽減を図ってきたところでございます。

町としましては、引き続き消防団活動における団員の負担を軽減し、ご家族にもご理解が得られるように、時代に即した消防団の在り方を意識しながら、大会の在り方について検討を重ね、改善を図っていくことが必要と考えておりますので、消防幹部会の場において協議を行い、また消防委員会の意見を聞きながら、今後の円滑な消防団活動の維持について検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（今井 清君） 8番、森澤文王君。

8番（森澤文王君） 今、消防の幹部会などでは、そのような議論がされているというのは伺っているところではございますが、今回、私は特に賛否の話はすごくしたくなるんで

すけれども、なるべくこれを団員個々の意見聴取に寄せて考えていただきたいのですけれども、先ほどもご家族のほうの負担などのお言葉もありましたけれども、恐らく定期的な消火栓の点検などのこと、それから突然の火災などの普通の出動ですね、こういうことに対しては恐らく理解は普通に得られるものだと思うんですが、最も難しいのがこの5月から6月にかけての大会に対しての練習の期間ですね。ここがご家族の方の負担が非常に大きくなる場所だと思うんです。だから、そのところの意見聴取を分団ごとに集めると、また意味合いは変わってきますので、そこを個人の意見を町側が把握するべきだというふうに私は言っているところなんです。

私も消防団をやらせていただいていますので、出動を何度かしていますけれども、昼間の火災でもかなりの人数の立科町の消防団は出動されています。私も行くたびに、こんだけ集まるなんて、うちの町の消防団はすげえなと毎回思っていて、特に8月の茂田井の住宅火災、えんでこの日の早朝というか、未明ですよ。そのときは朝3時に出動要請がありましたけれども、ここでもかなりの人数が、そんな時間に出動されている。立科町の消防団というのは非常に意識が、町に対して、消防活動に関して意識が非常に高い。これが大会をやっているからできているというような考え方にしてもらっちゃあ、私はいけないと思うんですよ。今、このレベルの高い状態の中で、皆さんそれなりに、それなりにというか、かなり敏感に消防の出動に関しては反応されて出動されている。そういう中で負担を減らすというのは、そういう負担のほうが一瞬発力がかなり高いので、ここにおける負担軽減ではなく、1年を通したときにやっぱり大会だと思うんですよ。そこに多分意見が集中すると思うんです。その辺のアンケート調査をしませんかということなんです、これは意向はありますか、どうですか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 私、さっき議員の質問から答えを反らせたわけでも何でもございません。やはり基本的な考え方を申し上げたわけでありますが、確かに今の消防団の皆さんの数も減ってきております。また負担も大きいということも承知をしております。私自身も消防団員を経験しております、幹部もやっております。いろんな面で、確かに消防団活動というのは年を大ごとに大変だということも分かります。その中にこのポンプ操法大会・ラッパ吹奏大会というのがあるという、このことも確かに一面を捉えれば負担的な問題も出てくるかも分かりません。しかし、ああした一つ一つ競うということがいいか、悪いかという問題は別にしましても、少なくともそこに集中して、少なくとも私たちの分団はこれだけのことを士気高揚を図って技術を練馬をしてきているという発表の場でもあるというふうにも、一方で捉えれば考えられることかというふうに思います。

これから近隣の消防団等もございまして、いろんな面でこの大会というのは一市町村だけでどうのこうのといえるだけの問題でもございません。やはりみんな同

じ土俵の中で課題を抱えているというふうにも思っております。そういった面でもアンケートということの一つ行うということは、その結果においてアンケートに対する結果は重視しなければなりません。そのことが果たして、これからのいわゆる町民の生命・財産、そしてこれからの治安を守っていく、そういった意味の中で消防団活動というものに対する影響力というの出ないのかどうなのかことも含めて考えますと、アンケートというものを取るということは慎重を期しなければならないと私は思っております。

議長（今井 清君） 8番、森澤文王君。

8番（森澤文王君） アンケートってそういうものですから。慎重を期したいところは分かります。

大体雰囲気出てきましたけども、恐らく町長はなるべく大会を続けたいのだろうなと、私はなるべくやめたいのだろうなと、こういうような雰囲気になりますが、ここをこの場で話を詰めてもしょうがないので、私はアンケートということにして、そしてアンケートの結果に左右されてしまうということでございますけれども、そうするとやりたくない人が大多数なのに、やれと言われてやるというようなこともあり得るわけですよ。なので、そこを精査していく中でも一度やるべきだと。だんだん周辺でもやらなくなるところも出てきますし、現在、放送中の消防団のドラマがありますけれども、あの中でもポンプ操法の大会の描写があったあたりでは、インターネット上などでの大会の是非についてのコメントも大分出ていたようでございます。でも、全く私ごとに、私ごとが今回メインなんですけれども、6月のポンプ操法の大会の日、古町分団の出番が終わり、消防庫に戻り片付けをしていますと、恐ろしい勢いでポンプ車が高原のほうに登っていく、3台も登ってきましたね。これは出動ではないかと身構えるわけですね。身構えるんですが、ここで起きたのが長門牧場周辺のソーラーパネルの辺りの火災だったそうですけれども、先ほど日頃の訓練があったということでしたけれども、ポンプ操法の大会でやる訓練と、現場でやるのが乖離が強すぎるんですね。だから、そういう意味で、あれが大事だということも分かりますけれども、いざ、これだって出動していくと、ほぼやるのが違うというのが現状起こるわけですね。

先日の茂田井の火災でも日頃の訓練というよりは、今までやったことのない動作が非常に多い。そして消防団も放水をする中で、大会で使う水圧で放水すると強すぎるので、弱い水圧で安全性を確保しながら水を出す。このようなことが行われますので、実際は安全に現場で活動するための訓練のほうが大事。何が起こるかは分からないと、分かりませんよね。私も初めて行ったときに、消防署のホースを持って動き回るという場面がとて多かったので、これ、そうだよなど。消防署が一番最初に来てメインで動くんだから、それはやるのが補佐だよなどというのは分かるのですが、こういうことになってくると、大会をやっているから、日頃の訓練の成果だと言っても、

私は知らないですけれども、通年で訓練している分団があるかどうかは知らないのですけれども、大体大会に合わせて皆さんやられますので、この辺のことを考えますと、それを、是非をやっても仕方がないので、私の今、超個人的な意見をお話ししましたけれども、これをちゃんと各個人から意見を聴取して、現状を把握。今、消防団員の皆さんがどのようにされているのか、どう思っているのかということをちゃんと把握して、それに見合ったもの、見合ったことに変えていかなければいけないと私は思うので、先ほども申しましたけれども、立科町の消防団員さんは本当にすばらしく、災害対応がされるので、こういう中ではやはりそこに重きを置いて、そういうことがあるのだからなるべく負担を減らしていきましょうと、こういうふうなことを考えるためのアンケートを取りませんか、再三、今、申している。どうしても賛否の話になるんですけど、ただこれをここでやるのではなくて、個人の意見聴取、分団ではなくて個人の意見聴取を行って、細かく状況を把握しておくべきだと。その結果に左右されるというのはあると思いますけど、左右する前提のデータになるものですね。これがアンケートです。なので、この議論を一切しないとなれば、消防団は町長の私設消防団ではありませんので、そういう意味ではしっかりとデータを取りましょうと、こういうことなんですけども、町長、もう一度お願いします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 何か議員とバトルになってきたような気がしますが、いずれにしても、私はポンプ操法大会・ラッパ吹奏大会を絶対行わなければいけないというふうに思っているわけでもありませんし、かといって、いやなくせばいいかということも思っているわけでもありません。しかし、こういった大会を通して一つの規律、そしてみんなが協力し合ってその大会を盛り上げる、そして自分たちの士気高揚を高めるための日頃の訓練、これは確かに今、議員おっしゃったように、日頃そういう訓練をやっていれば大会の前だけの練習でやる必要性はないんじゃないかという意見もあるかも分かりませんが、しかし、そういった一つ一つのことをなくしていくということになりますと、自ずと士気は下がるんじゃないかなと私は思います。ということになりますと、アンケートを取るということになれば、これは消防団、団として自分たちがどのような方向を示していくのか。まず一番の根幹である消防団活動を行っている消防団のところにその意見を、団員の意見を聞いていくというところから始まらないと、行政が一方的にアンケートを取るということは方向性を引っ張っていくような形にもなりかねません。そういったことも含めて考えれば、慎重を来さなければならぬというふうに私は思っています。

議長（今井 清君） 8番、森澤文王君。

8番（森澤文王君） 平行線になってくると、大体こんなもんですね。町長はやはりそのように考える。確かに消防団も別組織でありますので、ここで議員と町長がやり合っているからどうこうということは、そんなには実は影響がないのかもしれないのですが、

今後のことなんですね、やはり今後のことを考えたときに、これもやっぱり時代が変わっているというのがあります。ここを何と申しましょうかね、消防団活動がそもそも地域のほうですごい尊い活動なのは私も若い頃1回入らせていただいたんですが、当時勤めていた企業がブラックすぎて全く活動に出られないということから退団、後に議員にならせていただいたときに再入団して、ああ、消防団をやっとけばよかったと、すごい後悔をしたところがありますので、消防団が尊いのはよく分かります。

その中で、大会によって醸成される、私も選手をやらせていただいたので、やればいいちゃんとやります、燃えます、しっかりいい成績を出そう、ちゃんとした規律をできるようにしよう、諸先輩から引き継がれてきた各地区の消防団各分団のありようというものも継承していかなければいけないというのは多分、各分団ごとにあるとは思いますが。こういうことなので、町側があまり関与してはいけないということですが、消防団のほうでどこまで個人的な意見が聴取されるのかは今のところよく分からないので、これはやっぱり町のほうで個人情報皆さん把握されているところですから、アンケートも出せるベースはあるところがございますので、そこを今後も検討しませんかというところですが、今日なかなかちょっと平行線が近づかないので、これはやるべきであるということを強く申し上げる中で、もう一度、町長に答弁を求めても多分、同じぐらいたと思いますので、今後の検討課題、私も今後、意見聴取しながら情勢を注視して、必要があればまたこの議場で質問したいと思います。

これで、私の一般質問を終了します。

議長（今井 清君） ここで暫時休憩とします。再開は11時15分からです。休憩に入ります。
(午前11時04分 休憩)

(午前11時15分 再開)

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順3番、**3番、小野沢常裕君**の発言を許します。

件名は **1. 後期高齢者の増加に伴う農業経営について（その2）**

2. 子育て支援、少子化対策と10年後の町民生活についてです。

質問席から願います。

〈3番 小野沢 常裕君 登壇〉

3番（小野沢常裕君） 最近、多死社会とか多死時代とかの言葉を目にするようになりました。これは、私の年代、団塊の世代があと数年もすると火葬場の前で行列を作るだろうと、こういうことなんです。ですが、今はまだまだ元気に頑張っています。それによって、農地は何とか今の状態を保っております。

町長にお伺いします。立科町の畑では、リンゴやワイン用ブドウの栽培は比較的安

定して行われているようですが、多死社会が始まってきますと、それ以外の畑の耕作放棄が大量に出てくるのが予想されます。これにどのように対処しようとしているかお聞かせください。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは議員の質問にお答えをさせていただきます。

当町は豊かな自然環境に加え、水稻、リンゴ、蓼科牛、ワイン用ブドウをはじめとする優良な農畜産物が豊富であるものの、農業経営のバランスを保つことは難しい状況にあります。先ほど議員はワイン用ブドウ、リンゴの例は出されましたけれども、これとて今後どうなるかという問題もございます。特に畑地については水田と比較しても基盤整備率が低く、大型機械産業が進まないことから、栽培管理における労働力不足が深刻化しており、昨今の燃料・資材の高騰から耕作放棄地がさらに拡大することが懸念されます。

耕作放棄地の増加は地域の景観を損ねるだけでなく、有害鳥獣のすみかとなり、近隣農地において食害などの影響を及ぼすことから、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが必要であると私は考えます。このため町では地域の話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するための取組として、地域計画の策定を現在進めております。地域の合意形成に基づき、今後の農業施策を力強く推進してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 産業振興課長に伺います。令和6年度までの第2期立科町農業振興ビジョンの7ページにあります経営耕地面積別の農家の割合の推移は、何を栽培している面積でしょうか。また8ページの販売金額規模別の農家の割合の推移は、何を販売した金額でしょうか。お聞かせください。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

第2期立科町農業振興ビジョンの経営耕地面積別の農家の割合の推移及び販売金額規模別の農家の割合の推移のグラフのデータは2015年の農林業センサス調査の統計数値になります。経営耕地面積別の農家の割合の推移のデータにつきましては、農業経営体が経営している田・樹園地及び畑の耕地で自作地と借入耕地を含めて米・果樹・野菜等の品目を問わず農作物を栽培している面積別の農家の割合になります。

販売金額規模別の農家の割合の推移につきましても同様で、品目を問わず農作物の販売金額別の農家の割合になります。

以上になります。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 今の答弁をお聞きしますと、面積は分かっているんですが、何を栽培している面積なのかが分からない。また金額は分かっているんですが、何を売った金額なのかが分からない。こういうような状況のようです。これでは農業の現状がどうなっているのか、これはさっぱり分からないではないのかなというふうに私は思います。

産業振興課長にお伺いします。令和7年度からの第3期ビジョンでは、米・リンゴ・ブドウ・野菜・その他などと種類ごとの耕地面積、そして種類ごとの販売金額が分かるようにしていただきたいと思いますが、これは可能でしょうか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

2020年の農林業センサス調査から経営耕地面積別の農家の割合の推移、販売金額規模別の農家の割合の推移等の調査項目が廃止となりました。また、町でも作付品目の調査を実施しておりませんので、第3期立科町農業振興ビジョンにおいて品目ごとの耕作面積及び販売金額をお示しすることができません。

以上になります。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） それでは無理ということのようですが、現状把握ができないのではないかなというふうに私は思います。ですから、今度、策定委員会で多分ビジョンを策定していくのではないかと思います。ぜひその委員会の席で、品目別にしないと現状把握ができていないんじゃないかという指摘があったということ、それをお伝えいただければというふうに思います。

続いて、産業振興課長に伺います。果樹栽培以外の畑は何ヘクタールありますか。そして、その中で耕作放棄の畑は何ヘクタールあるのでしょうか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

ご質問のありました果樹栽培以外の畑の面積と耕作放棄地面積及び面積割合ですが、令和4年度農林水産省面積調査及び農業委員会の現地調査ともに普通畑と樹園地を区分けして調査を行っておらず、集計数値がございません。畑の面積と耕作放棄地面積及び面積割合に置き換えてお答えをさせていただきます。

畑の耕地面積は、令和4年農林水産省面積調査の結果では557ヘクタール、そのうち耕作放棄を含めた遊休耕廃地面積は農業委員会の現地調査の結果、273ヘクタールで、畑の耕地面積の49%になります。畑地は水田に比べ基盤整備が進んでいないことから、不耕作や耕作放棄が多く見られる状況でございます。

以上になります。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 49%ということですから、多分、果樹園を除いて集計すればパーセントは多分もっと高くなる可能性がありますよね。ですから、相当もう放棄された畑は増えてきているということになると思います。

次に行きます。町長にお伺いします。株式会社立科町農業振興公社、通称たてしな屋は、いつ、どのような目的で設立されたのでしょうか。また、目的の達成状況はどのような様子なのでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

株式会社立科町農業振興公社は、農畜産物の販売・加工・加工品の販売・試験栽培・特産品の開発・販売都市と農村の交流・農作業受託・農地の管理・農業生産事業・新規就農者の支援・酒類・清涼飲料水の製造販売などを目的に、平成23年6月1日に設立をいたしました。

設立の趣旨につきましては、高齢者などによる農家人口の減少に加え、鳥獣害被害、販売価格の低迷及び小規模経営などにより農家の生産意欲が低下し、遊休荒廃農地が増加している状況にあります。これまで町では農業の持続的発展に向け農畜産物の販売促進や地域ブランドの構築事業などの取組を進めてまいりましたが、経済活動においてはスピードや弾力的な運用が求められること、行政では経済活動に制限があることなどが支障となっており、今後、地域資源を活用し、農業所得の向上を目指した事業を展開していく上では企業的な弾力のある運営が必要であることから、株式会社を立ち上げたものと認識しております。

株式会社立科町農業振興公社を設立し、ワイン用ブドウの試験栽培を行い、当町が栽培適地であることが認められたことにより、新規就農者の増加、遊休荒廃農地の復旧が図られたことは評価できるものであります。立科産ソバのブランド確立に向けソバの栽培を継続して実施をしており、株式会社立科町農業振興公社での作付面積は、令和2年の120アールから令和4年は250アールと2倍以上に増加しております。

また、立科町生産者組合でも11ヘクタールの作付をしており、不耕作地の解消に大きな役割を果たしております。

十八塚リンゴ生産共同組合と協力して商品開発したリンゴジュースの販売など、6次産業化にも取り組んでおり、設立の趣旨に基づいた事業の展開がされていると認識をしておるところでございます。

以上であります。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 産業振興課長に伺います。たてしな屋の現在の従業員は何名ですか。

また、今は主にどのようなことを行っているのでしょうか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

株式会社立科町農業振興公社の従業員は、総務営業部長と事務員の2名になります。現在、行っている事業ですが、農畜産物の販売事業では、蓼科牛と立科産コシヒカリの販売を行っております。試験栽培事業ではニンジン、ニンニク、ソバ、落花生、ブルーベリーの栽培を行っております。町内4か所で試験栽培をしておりましたワイン用ブドウの圃場は栽培希望者へ譲渡いたしました。加工・販売事業では、OEMによりジュースの加工、ニンニク醤油だれ、乾麺、生ソバ、落花生の加工販売を行っております。また、ブルーベリー狩り農園を開設し、保育園児の摘み取り体験やブルーベリージャムの加工も行っております。

特産品の開発・販売事業では、立科ソバ、完熟リンゴジュース、落花生等、各種メディアにおける掲載などPRに努め、JA直売所、温泉館、道の駅、観光施設、アンテナショップネットショップで販売をしております。特に落花生については、8月30日の信濃毎日新聞にも掲載されたとおり、立科町落花生栽培者連絡会を設立し、町の新たな特産化を目指し、栽培技術の研究に努めております。

農作業受託事業では、首都圏など都市部からの学生を受け入れバレイショ、サツマイモを栽培し、収穫体験を行っております。特産品の販売事業では年に数回、大消費地へ出向き、当町のPRと特産品の販売を行っております。

農地の管理、農業生産事業では、農業委員会と連携した遊休荒廃地の管理、耕作、ソバ畑の耕運・草刈り、収穫のほか栽培希望者の受入れ、相談窓口、ブルーベリーの剪定及び圃場の管理を行っております。酒類・清涼飲料水の販売事業では蓼科御泉水で仕込んだたてしなサイダーを取り扱っており、ここ数年は認知度も高まり、地元のホテル・牧場・直販等で売上げを伸ばしております。

新規就農者支援事業では、ワイン用ブドウ栽培者2名、地域おこし協力隊2名の農業指導を行い、新規就農者として独立いたしました。現在は、特に立科ソバのブランド確立事業に力を入れており、ひすいソバと信濃1号の生ソバは、飲食店でも大変好評で、今年度は2度の追加注文を受け1,600食を売り上げております。

以上になります。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） たてしな屋は何かいろいろなことをやっているんですね。従業員は2人しかいないんですか。それにしては何かいろいろやっているように聞こえますが、臨時の方が雇われて何かやっているようなこともあるんでしょうね。

続けて産業振興課長に伺います。今年6月のたてしな屋からの報告書によりますと、昨年7月に町とコンバインの管理運営に関し、適切かつ安全に使用する覚書を締結したとありますが、これは何のために締結したのですか。また町が費用を補助してソバ乾燥施設を農協から移転したのはどうしてなのでしょう。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

町では遊休荒廃地解消対策、水稲過剰作付解消対策としての転換作物としてソバの栽培を振興しております。立科町農業再生協議会で汎用コンバインを所有しておりますが、栽培面積の増加により1台では適期に刈り取りができないことから、町でソバ専用コンバインを購入いたしました。汎用コンバインはJAが管理・運営していましたが、業務遂行ができないとの申出があり、令和3年度から立科町ソバ生産組合とJAからの依頼を受け、ソバの刈り取りの手配、コンバインの移動、乾燥、調整、販売、会計等の業務を委託している株式会社立科町農業振興公社で汎用コンバインとソバ専用コンバインの管理を行うこととし、ソバ専用コンバインの覚書を締結いたしました。

ソバの乾燥施設を移転した理由につきましては、近隣住民より騒音・粉塵等の苦情がありましたので、桐原の農家が所有されているライスセンターを借用し、移転をしました。

以上になります。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 続けて、産業振興課長に伺います。

同じくたてしな屋の報告書によりますと、令和4年度の計上利益が49万円ほどになっていますが、町から補助金は出されていないのですか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

令和4年度は立科産ソバのブランド確立、遊休荒廃地対策、特産品の開発・ブランド化等、事業の推進に向け町から566万円の補助を支出しております。令和3年度は計上損失が300万円ほどありましたが、令和4年度はコロナ禍ではありましたが各種イベントが再開の傾向にあったこと、立科ソバや落花生の栽培に加え加工・販売にも積極的に取り組んだ結果、計上利益が49万円ほどになりました。

以上になります。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） そうしますと、566万円の補助金を出していると。補助金がなければ赤字ということになるかと思えます。コンバインも買ってもらって、移転費用も出してもらって、それでこの状態というのは大変困ったものじゃないかなと私は思いますが、先ほど課長から、とにかくいろいろなことをやっている。だからそういうふうに、ちょっと赤字っぽいそういうふうになっても仕方ないのかなって私は思うんです。また後で、これについては質問しますけれども、もう一度、産業振興課長に伺います。畑の放棄地について、集積や集約はどこが中心になってどのように行っていますか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

田畑を問わず、農地の利用集積につきましては、農業委員会とJAで相談窓口を開設しております。農業委員会では常時、窓口での相談対応を行っているほか、町民の

方が気軽に農地等の相談ができるよう年間に6回、農政相談会を開催し、対応しております。

また、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員の皆さんが貸し手と借り手の仲介役を担いながら農地の利用集積を行っております。

以上になります。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 動物の鹿の姿が町のあちこちで見られるようになってきました。古町辺りでは猿も出てきていると聞きました。

町長にお伺いします。今のままでは畑の耕作放棄が広がり、有害鳥獣が人エリアに近づいてきます。放棄地を広げないためにも、たてしな屋をソバ専門の公社にしたらどうでしょうか。また先日の新聞、先ほど課長もちょっとおっしゃいましたが、立科町落花生を特産化へという新聞に記事が出ていました。落花生はハクビシンやタヌキの餌ですから、そういうものは栽培しないですね。新しい品種のキキョウ13号は二期作にも適しているそうですから、補助金を600万以上もっと増やしていいので、立科ソバの栽培を一本に絞って大規模にやっていくようにしたらいいんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

まず、先ほど担当課長からも申し上げましたとおり、立科町のソバ生産組合の作付面積は11ヘクタールで、生産者は個人で12名、団体で7団体と作付面積も拡大してきたことから、昨年度、コンバインを1台導入し、2台で刈り取りを適期に行っております。令和3年度から株式会社立科町農業振興公社が生産者の刈り取りの手配、コンバインの移動、ソバ販売の営業、会計事務の委託を受け、事務の効率化に努めており、ソバ生産者組合との組織体制の確立がなされつつありますので、さらに連携を図り事業を推進していただきたいと思っております。

新品種のキキョウ13号につきましては、夏と秋に収穫する二期作も可能である上、竹が短く、強い風でも倒れにくいことから収穫量の増加が期待できる品種であると聞いておりますので、今後、栽培品目の参考に十分させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） ぜひあまりいろいろなところに手を出さないで、ソバ一本に絞って、できるだけ耕作面積を広げて行ってほしいと思っております。そのことによって、放棄地対策にもなりますし、有害鳥獣対策にもなると思っております。一石三鳥、町のために、ぜひたてしな屋には貢献していただきたいというふうに思っております。

次に、子育て支援、少子化対策について伺います。

町長は、立科町は観光と農業とよく言われますが、私には町長が考えていらっしゃる町民生活がよく見えません。そこで町長に伺います。少子化と高齢化によって、町の人口は年々減っていきます。これは仕方のないことですが、今、ここで暮らしている10代、20代、30代の若い人たちには10年後、どのような生活をしてほしいと考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

総人口減少時代を迎え、子育て支援に対するニーズも多様化する中で、当町では様々な子育て支援事業を推進し、少子化対策に取り組んでおります。

令和5年度の重点指針では、住んでみたい、生み育てたいと思える町づくりを掲げており、また私の2期目の公約として、人口減少抑制策を最重要課題に位置づけ、次世代への投資として従来からの子育て支援策に加え、保健師等が相談窓口となることも家庭センターの設置に向け準備を進めており、さらなるきめ細やかな子育て支援の充実に取り組んでいるところであります。

今後とも住んでみたい、生み育てたいと思える町づくりを推進し、若者たちが当町に居住し、安心して結婚・子育てができる環境を整備することで、当町の人口減少を抑制してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 教育次長に伺います。私たちの時代にはほとんどなかった子育て支援ですが、最近は大変多くなりました。なぜこんなに手厚くなったのでしょうか。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

以前から子育て支援策はございましたが、近年では少子高齢化の進行、子育てに関わる環境・意識が大きく変化する中、女性の仕事と子育ての両立・支援、男性も含めた働き方改革、ワークライフバランスの改善、若者の自立支援、そして全ての子供・子育て家庭を社会全体で支えるための支援等のため子育て支援策が手厚くなっているものと思われま。また国の方針により市町村が主体となって地域や子育て家庭のニーズを把握し、現状の課題に基づき給付や事業を実施すること、国や都道府県は実施主体の市町村等を重層的に支え、事業を円滑に進められるよう支援することなどが推進されておりますので、当町に限らず全国的に子育て支援策が手厚くなっているものと思われま。

以上です。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 教育次長に伺います。町はどのような子育て支援を行っているのでしょうか。また3歳と7歳の子を持つ家庭はどのような支援が受けられますか。支援金はどれくらいでしょうか。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

当町における主な子育て支援事業を申し上げます。

妊娠前には不妊治療費、不育治療費の助成等を行っております。妊娠中には妊婦に対して町独自の福祉療費受給者証の交付、パパママ教室の開催等を行っております。

乳児期には町独自の出産祝金として出生児童第1子目5万円、第2子目30万円、第3子目以降50万円の支給を保護者に対して行っております。またチャイルドシート購入費助成、ブックスタート事業として乳児1人につき2冊の絵本贈呈を行っております。

乳幼児期には赤ちゃん相談室、乳幼児健診や訪問、予防接種、子育て相談教室等を開催しております。

その後の子育て期では保育園児・幼稚園児に対する各種支援を実施しており、保育料につきましては町独自の子育て支援策として同じ世帯の3人目以降のお子さんは全額免除、同じ世帯の2人目のお子さんは半額免除を実施しております。また保護者負担軽減のため保育園児が使用した紙おむつの持ち帰りを廃止し、児童の副食費、おかず等の費用となりますが、副食費の無償化を実施しております。

小中学校の児童生徒に対しましては、児童生徒の学校給食費の無償化を実施しております。また、立科小中学校へ入学する児童生徒に対しましては、通学用かばんの支給を実施しております。なお、福祉医療費制度では、町独自の施策として、いわゆる高校生に当たる年齢のお子さんについて通院費等の医療費等を支給対象としております。

議員ご質問の当町在住の3歳と7歳の子を持つ家庭保護者への支援につきましては、支援金ではありませんが、3歳の児童では福祉医療制度、保育園に通院している場合は保育料の減免、紙おむつの持ち帰りの負担なし等の支援を受けられることとなります。また7歳の児童では立科小学校1年生で申し上げますが、福祉医療制度、入学時の通学用かばんの購入負担なし、学校給食費の負担なし等の支援を受けられることとなります。

以上です。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 町民課長に伺います。児童手当ですが、同じ子供なのに3歳までは1万5,000円、それ以上は1万円と金額が違うのはどうしてでしょうか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

児童手当は児童手当法に定められた国の制度でありまして、全国一律の内容でございます。おっしゃるとおり支給額は3歳未満が1万5,000円、3歳以上は1万円などと金額の差がございますけれども、それがどうしてなのかという理由につきましては公に公表されているものがございませんのでお答えできないところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 先月の新聞の中で、ある大学の先生が、毎月幾ら幾らもらえるから子供をもう1人と考える親は意外と少ないと述べていらっしゃいます。教育次長に伺います。いろいろな支援はどこかの実証実験に基づいて行っている支援なのでしょうか。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

当町における各種子育て支援事業につきましては、国や県等の方針に基づき実施している事業と、町独自の事業がございます。町独自の子育て支援事業につきましては、事業の計画や実施に当たり近隣市町村や同様の事業を実施している市町村の情報収集等に努めているところであります。

以上です。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 特に実証実験に基づいての支援ではないということですね。

動物や植物はなぜ生きているんでしょう。それは生物学的に言いますと、種の保存です。どの種も子を作り、増やしています。特に鳥類や哺乳類は毎日、子に餌を与えて育てています。親はそのために必死に働いています。教育次長に伺います。支援の中に給食費の無償化がありますが、子供に食べさせるということは親の一番の義務と責任ではないでしょうか。一番のものを奪ってしまうような支援は、親の自覚を促す上で大変よくないことと思いますが、いかがでしょうか。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

当町では小中学校の児童生徒の学校給食費を無償化し、保護者負担の軽減、子育て支援等の推進を図っているところであります。無償化の対象者は当町在住の児童生徒、町外の小中学校へ通学の児童生徒につきましても助成対象としております。佐久地域9町村の小中学校におきましても児童生徒の学校給食費の無償化が実施されております。国は保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとしておりますので、子育てにおける親の責任を示しております。

この国の方針はございますが、政府は少子化対策の叩き台として、本年3月、公立小中学校の児童生徒の学校給食費を将来的に無償化するとしております。したがいま

して、国の子育て支援に関する親の責任の方針が変わってきているようでありますので、今後は少子化対策の一環として、当町が既に実施しております小中学校の児童生徒の学校給食費無償化は全国的に推進されるものと思われまます。

以上です。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 国全体の流れ、これは私も理解できています。私が質問したのは、そういう支援の在り方はちょっとおかしいんじゃないかということを確認したんですが、これはまたいつか機会を改めて質問させていただきます。

いずれにしても、給食無償化によって4,000万から5,000万の年間費用がかかるわけですから、私としてはそういうお金は高齢者福祉とか障がい者福祉に使えたらもっと有効に使えるんじゃないかなというふうに考えております。

教育長にお伺いします。子供を育てるには金がかかる。だから子供を持たないという人たちがいます。子供の価値は金の問題とは別次元のもので、比べることができないものだと思いますが、教育長はどのようにお思いになりますか。

議長（今井 清君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） それでは、お答えをさせていただきます。

心情としては私も小野沢議員さんと同様であります。子育ての楽しさ、苦しさ、親子でなければ感じ得ない心のきずな、子に捧げる無二の愛など、何事にも代え難いものが子育てにはあると思っておりますが、社会は人々が継続して生活するために必要とされる多種多様な職業と、それを担う人が互いに補完し合い、形成されております。人口減少はこの社会構造に変化をもたらし、持続可能な社会生活にも少なからず影響があるものと杞憂されます。

一方、子育てには金がかかる現実もあり、少子化が進んでいることから、次代を担う人材確保に向け、国は異次元の支援策を、町も出生祝金など独自の施策で人口増を目指しております。子育ての喜びの広がりも含めて、これらに成果を期待をしたいというふうに思っております。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 先ほど若い人たち10年後の生活、町長答弁いただきましたが、それについては、ちょっと時間の関係がありますので、また機会を改めて町長にお伺いしたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

産業振興課長にお伺いします。農家総数は平成27年には1,046個ありましたが、令和になってどのようになっていますか。減ってきているとか変わっていないとか、その辺はどういうことが原因だと考えられますか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

令和2年2020年の農林業センサス調査の総農家数は847戸で、平成27年2015年農林

業センサス調査の1,046戸から5年間で199戸減少しております。国勢調査の人口でも平成27年の7,265人から令和2年には6,612人と653人減少しており、少子高齢化による人口の減少に比例して総農家数も減少していることが一番の要因であると考えられます。

以上になります。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 産業振興課長にお伺いします。72名の認定農業者のうち週休2日制を実施している農業者は何名いますか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

週休2日制を実施している農家はございません。農業は生き物が相手となりますので、農繁期には1日、2日で生育状況が大きく変化してしまいます。野菜や果物でも出荷最適期に出荷しなければ、消費者へおいしい農産物を提供することができなくなるだけでなく、価格も低下してしまいますので、農業分野での完全週休2日制を実施することは厳しいものと思われまます。このため農家の皆さんは、寒くて雪が多い農閑期に長期の休暇を取られるなど、各農家で休日の工夫をされております。

以上になります。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 確かに農業は休みが少ないですね。農繁期になると、もう休んでもいられないということは私もよく分かっております。でも休みがないと家族そろってどこかへ出かけようとしても、家族そろって何かをしようとしても、それはできないんですね。

町長にお伺いします。農家には休日がほとんどありません。兼業農家は特にその傾向が強いです。これからの立科町は、農業は大規模営農者に任せて、他の多くの町民は月給をもらう生活にシフトして、週休2日の町を目指すべきだと思いますが、どうでしょうか。また少子化に歯止めをかける最善の策は、どのような策だと考えていらっしゃいますか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

先ほど担当課長からも申し上げましたけれども、重複する部分が多々ございます。お聞きをいただきたいと思いますが、この週休2日制を実施している農家は現在ございませんが、農家の皆さんは先ほど課長も申し上げましたが、寒くて雪が多い農閑期に長期の休暇を取られるなど、各農家で休日の工夫をされているというふうに認識をしておりますし、お聞きをしております。

また議員おっしゃいましたけれども、この週休2日制もそうですけれども、働き方、いわゆる大規模農家へということは、当然、今、その流れが進み始めております。し

かしながら、大規模農家といえどもその後継者という問題も、今後、大きな課題となってくるかと思われます。そういった意味では、これからの農業は、例えばですけれどもスマート農業をしっかりと推進するとか、そうしたある意味では新たな農業形態の形を取っていかなければ、今後、持続可能な農業経営は難しいのではないかというふうに私は個人的に思っております。

また少子化に歯止めをかける最善策、これについては絶対の最善策はありませんけれども、これは全国的な大きな課題だというふうに捉えております。私は当町においては住んでみたい、生み育てたいと思えるまちづくりを掲げ、きめ細やかな子育て支援の充実にこれからも力強く取り組んでまいりたいというふうに考えております。このことが当町の人口減少抑制につながっていくものと信じております。

以上であります。

議長（今井 清君） 時間になりますのでまとめてください。3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） それではまとめます。

私は少子化に歯止めをかける最善の策は、親子で楽しい活動をたくさんしてもらうことだと思っています。それによって子供たちがやがて大人になったとき、自分も、ああ、あの楽しかった家庭をつくろうという、そういう思いにたどり着くからなんです。大分や愛知では、親子で楽しい活動をするために、学校を休んでも欠席扱いにはしないということを9月から始めるとか、始めたというようなことを聞いております。それだけ休日に親子そろって楽しい活動をするということは、本当に大事なことなんだということが少しずつ分かってきているというふうに思います。町長、週休2日の町をつくりましょう。そして家族で休日が楽しめるように、しっかりと支援しましょう。このことをお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（今井 清君） これで、3番、小野沢常裕君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時30分からです。

（午後0時15分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順4番、10番、榎本真弓君の発言を許します。

件名は 1. 子宮頸がん撲滅のため、キャッチアップ接種の周知・啓発と推進を。

2. 全国初協働電子図書館「デジとしょ信州」の推進を。です。

質問席から願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番（榎本真弓君） 10番、榎本真弓です。お願いいたします。通告に従いまして、2点行

います。そして、まず最初の質問に入ります。

子宮頸がん撲滅のためキャッチアップ接種の周知・啓発と推進をという質問になります。

9月は、がん征圧月間の月です。がんは1981年以降、日本人の死因の第1位となっており、国民病とも言われています。がん征圧は早期発見・早期治療が重要です。その中で治療法や早期発見技術など日進月歩進んでおり、今は治る病気となってきました。このようなことは既に皆様ご承知のとおりですが、これがなかなか征圧できずにいるのが現状となっています。

立科町ではがん検診助成金交付事業を行っており、町民課の広報活動も丁寧に、そして活発に広報などで行っていること、これは高く評価いたします。その中でも胃がん・乳がん・子宮頸がんは特筆しているかと思えます。

そうした中で、別の角度からがんのリスクを分析をした国立がんセンターにおいて、妨げたはずのがんについての金銭的負担の推計調査を実施いたしました。これは国内初の試みとなります。本年8月に発表されています。それによりますと、日本では生活習慣や環境など予防可能なリスク要因によるがんの経済的負担は2015年時点で1兆240億円という膨大な金額が出ております。これは、直接的な医療費・死亡・罹患による労働の損失など労働損失から算出した数字となります。またがんによる経済的負担、これは2兆8,597億円、男女比率もそれぞれ1分の2ほどになります。男女ともに胃がんが多いという報告が出ております。この2兆8,597億、これは長野県の予算が1兆456億円になりますので、約倍の損失になります。各国民が経済的負担を強いられているということです。当然、死亡・罹患によることですので、予防もこれではできません。ピロリ菌の感染、HPVワクチン接種、禁煙の推進、命を救うだけでなく経済的負担の軽減にもつながる各種がん対策は、経済面でもとても重要であるということが明らかになります。いかに予防が大事か、重要か。

今回の質問で、私は令和4年度に、HPVワクチンの積極的勧奨が再開をされました。それに伴い、約9年前の勧奨差し控えの影響を受けた対象者も定期接種と同条件で接種が可能となります。キャッチアップ接種の期間は3年間あります。

最初の質問を行います。令和4年4月から令和7年3月の3年間に、定期接種と同条件で接種ができるキャッチアップ接種が設けられた現在の立科町の現状と推進を伺います。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは議員の質問にお答えをさせていただきます。

子宮頸がんワクチン接種については、2013年4月に予防接種法に基づく定期接種と

なり、小学6年から高校1年相当までの女性を対象に無料接種として実施をしております。開始当初は、個別に案内を送付する積極的勧奨も行われましたが、接種後に全身の痛みやしびれなどの症状を訴える人が相次いだことから、国は同年6月にこの積極的勧奨を中止いたしました。この点につきましては令和3年12月定例会での森澤議員のご質問にもお答えをしたところであります。

その後、国内外においてワクチンの有効性や安全性を示す研究結果などから見直しがされ、国において積極的勧奨を再開する方針が出されました。当町でもこの方針に従い、令和4年度から対象となる方へ個別にお知らせをする積極的勧奨を再開したところでございます。

ご質問のキャッチアップ接種については、積極的勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した方に対して、公平な接種機会の確保の観点から、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこととなったもので、平成9年4月2日から平成19年4月1日に生まれの女性が対象となります。当町ではこの方々に対しても従来の定期接種の対象者と同様に令和4年から個別にお知らせをしております。未接種者の把握については、制度開始以来、予防接種事業では予防接種台帳を整備し実施をしております。対象となる令和9年から平成19年生まれの方は令和5年7月現在276名おり、うち3回の接種を完了した方は60名、このうち令和4年度に3回接種が完了した人は11名となっております。残りの216名の方は未接種か自費で接種をされている、あるいは転入者で情報がない方などとなりますが、そういったケースでは町で情報を持ち合わせて現在おりません。

いずれにしましても、このキャッチアップ接種の関係につきましては重要という認識は捉えております。

以上であります。

議長（今井 清君） 10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） ただいま町長に答弁いただいたんですが、日付等がとても大切になってきますので、次長のほうでもう一度、丁寧にこの未接種の方とかの対象の期間をもう一度答弁いただけますか。これは担当のほうでもいいです。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） すみません。先ほど対象となる年ですね、令和と言っちゃったような気もしますが、平成9年から平成19年生まれの方が令和5年7月現在ということでございます。申し訳ございません。

議長（今井 清君） 10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） この平成9年の9月2日から平成19年の方までは276名ということで分かっているわけですが、この接種者が11名いて216名の方にこれから積極的な勧奨を行っていくということでよろしいですかね、確認です。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） いずれにしても進めてまいります。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） 恐れ入ります。ただいまのご質問に対して代わりにお答えをさせていただきますが、このキャッチアップ接種の対象の方へのお知らせは既に発送しております。対象の方お一人につき基本的には1度ということですので、これからはではなくて既にお知らせを発送しているという状況でございます。

以上です。

議長（今井 清君） 10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 既に発送されているということですが、このHPVのワクチンは全ては3回行うのが一番効果的になるわけで、令和6年度末でキャッチアップは終了する期間にはなりますが、この次の質問になります。3回全てを公費で行うにはどのように行ったらそれが一番費用がかからず済むのか、そのことを町民課長の答弁、お願いいたします。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

ただいまおっしゃいましたように、キャッチアップの期間は令和7年3月31日まで、令和6年度末ですね、ですから令和7年3月31日までということですので、それまでに3回の接種を完了していただく必要があります。標準的な接種間隔は6か月の間に3回ということになっていますので、そういった内容でお知らせを行ったところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 続けて町民課長に質問します。自費の費用が1回約1万5,000円から2万円かかるわけですが、この全てが3回行うとすると、一番最初にやはり早めに接種を行う、その期間も合わせてスタートするのは何月、この令和7年3月31日までですので遅くても何月までには接種を行わなければ無料の形にはならないでしょうか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

標準的な期間が6か月でございますので、実際には前後といたしますが、6か月以上の間隔が必要な場合もあるかと思いますが、遡りますと7年の3月31日の6か月前、ですから10月1日というふうに言い切ることもありませんけれども、そのときには1回目を開始すると。そうすると6か月の間に3回の接種が公費できると、このような計算になります。

以上です。

議長（今井 清君） 10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） やはりこの平成9年から平成19年の皆様たちに対して、積極的にお知らせをしなければ令和6年の10月1日に1回目を行うことで、その年度末までには全て3回が終了するということですよ。ですので、今、お知らせしたとしてもうっかり忘れてしまう。今度、最終的にはこの日付がもうここはぎりぎりになってきたときには、再度、勧奨していく推進していくというお考えはありますでしょうか。途中でやはり忘れていくことをもう一度、促していくということになるのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（今井 清君） 萩原町民課長。

町民課長（萩原義行君） お答えをいたします。

接種のお知らせなどにつきましては、従来の定期接種の方と同様にお知らせをしておりますが、期限が令和7年の3月31日ということで現時点から言いますと、およそ1年6か月程度の期間になります。接種自体は個別に医療機関で受けていただく必要がございますけれども、期間のやはり来る前に、令和6年度の早い時期に再度の勧奨通知について検討したいというふうに考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） とても重要なことですので、やはり最後まで注視しながら、皆さんが無料で行えるせっかくこういう機会を得ているとなれば、本当に自費というよりも無料で行える期間を逃さないように、町民課のほうでも気を配っていただきたいと重ねてお願いしておきます。

それでは、次ですが、キャッチアップ接種を集中して行う取組はということで、先ほど町民課長の答弁もありますけれども、それ以外、お知らせだけで町民の関心が起きるかどうか、また年齢的にも親が勧奨する年齢だと思えます。親がやはりその判断をする年齢に関わってくると思えますので、そのあたりをどのように集中して行うか、その考えを伺います。

議長（今井 清君） 萩原町民課長。

町民課長（萩原義行君） おっしゃいますように、これ対象となる方は小学6年生から高校1年生程度相当ということでありますので、この接種を受けるかどうかのご判断は主に保護者の方がされるかというふうに考えております。それで、そもそもこの通知自体を保護者様宛てということで予防接種のお知らせを出しておりますので、その点につきましては保護者の方に対しての啓発と勧奨というふうなことで考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） この子宮頸がんのワクチンが始まった頃、本当に先ほど町長の答弁にもありましたように、同僚議員が時期を本当に的確に捉えて質問をしてくれています。その後がなかなか進まない状況に変わってしまい、それがやはりワクチンで予防する

ほうがいかにがんが発生するよりもリスクが、ワクチン接種のほうがリスクが低いと、副作用のほうがリスクが低いという結果がその後、出たわけです。なので、私の最初に質問したように、全ての費用がかかる治療にしても、また子供たちといっても親が全て面倒を見ている年齢になってくれば、いろいろな形で家庭の中でも影響が出てきます。そういったものを事前に予防できるHPVワクチンであります。今キャッチアップということが国のほうで推進を積極的に行うよう指示は当然来ているわけですので、担当課の本当に課長にはそこら辺を気を配っていただいて、最後までしっかりこの276名の皆さんがワクチン接種ができるよう気を配っていただきたいと心からお願いしたいところであります。

そして、また未接種者も自費で接種をされた方、情報がないかと思いますが、後で述べようと思ったんですが、他の自治体では逆に自分で自費で接種をしたことも逆に分かった段階で無料にするという、そういう支援をしている自治体も出てきています。それだけやはり子宮頸がんに対する関心度が高いのではないかと私は受け止めておりますので、本当に来年、6年度末まではちょっと本当に神経を尖らせてでも、しっかりと女性の体を守っていただきたい。ただ後半に私はまた男性のことも併せて申し上げますので、よくよく心に留めていただきたいと思います。

それでは3番目ですが、HPVワクチンの男性の接種啓発の考えはということで質問をさせていただきます。

日本では、HPVワクチンは意外と女性のワクチン接種というふうに思われているかもしれませんが、WHOの発表では、もう世界の55か国が男性、男女ともにこのHPVワクチンの接種をするよう推進をしております。その目的は、男性本人のHPV感染による病気を予防すること、その予防の中には肛門がんとか腺型コンジローマとか、日本では9歳以上の男性にも一応4価のワクチンの接種が可能となっています。ただし、年齢的にも大変小さい年齢ですので、親の保護下の中でこれを任意で行うようになります。ただし、男性の接種任意は、やはりこれも3回ですが、通算してやっぱり4万から5万、これは完全な自己負担となってきます。ただし、この自己負担についても他の県によっては支援をしている県も出てきています。

こういった他の自治体での情報もありながら、立科町はどのように捉えていくのかなということが、この3つ目の男性の接種啓発に対する考え方になります。町民課長の答弁をお願いいたします。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

まず、その前に、先ほど議員がおっしゃいました未接種である可能性のある216名の方に全員の接種をとというふうなことでしたけれども、定期接種に関しましては勧奨はいたしますが、その接種を受けるかどうかはご本人、あるいはこの場合には保護者の方のご判断ということになりますので、予防接種全てにおいてですけれども、全

員の接種というのは現実的には難しいと。あくまでもお勧めはいたしますけれども、例えば副反応ですとかそういったことも言われております、全ての予防接種において。そういったことも含めて受けるかどうかはご本人の判断ということになりますので、その点をご理解をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまのご質問に対してですけれども、まずHPVですけれども、これについて若干ご説明をさせていただきたいと存じます。

HPVですけれども、ヒトパピローマウイルスと申しまして、皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100種類以上のタイプがあり、このうち少なくとも15種類が子宮頸がんの原因となることが分かっています。HPVワクチンとは、本件での子宮頸がんワクチンのことを指します。ワクチンには2種類のウイルスタイプに予防効果のある2価と4種類に効果のある4価が従来から使用されており、原因の50%から70%程度を防ぐとされています。加えてこの令和5年4月から9種類に効果のある9価ワクチンが公費で接種できるようになり、こちらは原因の80%から90%程度を防ぐ効果があるとされています。どのタイプを接種するかは医師と相談の上、接種をしていただくこととなります。

さて、ご質問のHPVワクチンの男性への接種については、このうちの4価ワクチンのみにしてとなりますけれども、肛門がんなどの一部のガンや一部の性感染症の予防に対する適応拡大が2020年12月に厚生労働省において承認されたということがあります。現在は接種費用が自己負担である任意接種であり、公費負担となる定期接種として位置づけることへの是非について検討がされているということでございます。現時点で定期接種ではない予防接種の啓発については、行政が推進していると受け取られかねないことから、他の保険関係の啓発とのバランスも考慮して慎重でなければならぬというふうにご検討しているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 町民課長とちょっと、反論をさせていただきます。

先ほどなかなか皆さんに全員接種をできないという、まだキャッチアップが始まったばかりのときですから、私はもう最終的にこの216名みんなにワクチン接種をして、皆さんのガン予防を守るぞというのが最初のスタートのときではないかと思います。当然、結果的に皆さんのそれぞれの判断の中で、全員が厳しいというのは、それはあくまでも最後の結果であって、入口から最初にそれを、多分そうなるだろうというそういう想定スタートをするのであれば、私は難しくなってくると思う。なので、きちんと、最初はまだ全員のために頑張ろうという気持ち、あくまでもね。だけど、そのいろんな知恵を出すにもそれがなければ、最後まで到達はしないと思います。基本3回接種なので、ぎりぎりやっぱ6か月前ということでスタートする時期があります。ここがあと、早めにスタートすれば余裕もあるわけですので、できる限り早く接

種を開始していただくよう、こちらにも注意を払って取り組んでいただきたいと、すごく心から思います。いかがでしょうか。その辺の心構えというか、課長としてのお考えを伺います。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） 勸奨すること自体はいずれにしても同様でございます。していただきたいかどうかというのは、この場合、個人的な意見ということにもなりますので、我々の立場とすれば当然進めているということでございまして、勸奨もしておりますし、これからもそのようなことは注意を払っていきたいと思っております。いうところでございます。いずれにいたしましても対応については同様に考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） それでは、前段のところ町長にお伺いいたします。

町長の今年度というか、この1期4年間に当たっての心の決意が広報に載ってありました。その中の一つに、健康で安心した暮らしの実現という、ここが私も今回の項目のところで一番町長がどんなふうにしてらっしゃるのかなって思いました。なので、町長が町民の健康と安心をどのようにこれから守っていく、またそのお考えがあるのでありましょから、そのあたりを町長の答弁でお願いいたします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 質問の趣旨のところから、どうかなというのがありますが、せっかくの機会ですので、ただいま質問がありましたのでお答えをさせていただきます。

私は以前から、一番は、高齢になっても健康で長生きをして豊かな暮らしを実現してもらいたいというのが一番です。ですので、健康増進事業というのは一番の柱ですが、併せて医療・介護関係もいろいろございますけれども、この医療福祉関係については、やはり健常者であっても、それからいわゆる障がいを持っている方においても、やはり同等の扱いをしていかないといけない。そういった意味では町民を挙げて健康なまちづくりということで進んでまいりたいというふうに私は考えております。

議長（今井 清君） 10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 先ほどの担当課も積極的な勸奨は本当に肝入れて頑張ってくださいということですし、町長のほうからも町民の健康を一番に考えるということでもあります。

私はこのキャッチアップというのは、本来はもうそうじゃなくてあのままずっとワクチン接種が進んでいけばキャッチアップを行うような状況にはならなかったかもしれないが、一番は、やはりそのHPVワクチンの有効性が、当時は副反応のリスクのほうが大きく報道されてしまった時期があったからであります。ただし、やはり係長とか担当の方に聞けば、副反応のリスクよりも、やはり子宮頸がんにならない、発症しないほうがより大きく効果があるということも聞いてはおります。ですので、この報

道というのはとっても難しいもので、どのように流されてしまうか、それも個人個人の判断にはよるものになります。せっかくの今回の積極的勧奨が再開をした、このことをやはり正しい情報、正しいやっぱり判断ができるような取組を課長のほうでも積極的に考えていただきたいと思います。そして、その中で対応策も当然いろいろありますが、もう期間が終わってしまうと自費で行わなければいけない。最初に申し上げたように、医療費なんかでも高額になるようながんであります。がんにかかった方はもっと早く検診を受けておけばよかったとか、定期的な検診ですね。またこういう予防ができるものであれば、積極的に行っておけばよかったという、やはりこの自費でやることも当然ありますけれども、できる限り公費を使って行っていただきたいと。今回は積極的勧奨について質問をさせていただきました。

先ほど申し上げましたけど、自費で行った過去のものも払い戻しを行う自治体も出てきています。私は過去、ずっと胃がんの予防にピロリ菌の検査も導入したほうがいいのではないかとか、またがん教育の推進、またそれ以外にも子宮頸がんの無料クーポンのこととかの質問を一連しておきました。そういった過去のものに合わせて立科町では今、健康ポイント事業という、この検診を受けることをポイントをつけている、がん検診5ポイントつきますよね。こういった形でもやってくれています。立科町が今、過疎地域として人口が減っているわけですから、それと同時に経済力も失っていく、そのことにつながるわけですので、ぜひとも予防可能であるがんであれば、積極的に減少させていくという取組が重要だと思います。この予防ができるがんというのはなかなかありませんのでね、よろしく願いいたします。

それでは次に移ります。

次は、全国初協働電子図書館「デジとしょ信州」の推進をという質問に入ります。これは、長野県が全国初の試みであります。「デジとしょ信州」は、長野県内全77市町村が共同で行っており、県民誰でも電子書籍の貸出しができる、町民の活用状況を、今現在の状況を伺いたいと思います。お願いいたします。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

「デジとしょ信州」は、長野県と県立図書館が中心となり、県内の市町村と協働で運営する電子図書館であります。この「デジとしょ信州」は、教育の情報化、感染症、災害対策、読書バリアフリー法といった社会状況の変化等を踏まえまして、市町村の公立図書館や公民館図書室の利用者サービスをより一層充実させるため、長野県が主体となりまして令和4年8月から運営が開始をされたものであります。

「デジとしょ信州」の電子書籍は24時間365日、無料で利用が可能であり一度に

2冊まで7日間借りることができます。当町では「デジとしょ信州」につきましては、広報たてしな、町ホームページ、チラシの配布等により町民の皆様へ周知を行っており、多くの町民皆様にご利用いただきたいと考えているところであります。

なお当町における「デジとしょ信州」の利用状況等の詳細につきましては、担当課長から答弁をさせますのでお聞き取りをいただきたいと思います。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

当町における長野県の協働電子図書館「デジとしょ信州」の利用状況等につきまして申し上げます。

「デジとしょ信州」は令和4年8月から運用が開始され、1年が経過したところであります。利用に当たっては立科町中央公民館図書室の窓口において利用申込みの手続きをしていただき、IDの発行を受けていただく必要があります。議員ご質問の当町における利用状況等につきましては、令和5年8月末現在で登録者数55人、貸出件数は574件となっております。なお、「デジとしょ信州」の増書数は約2万2,000冊となっております。

以上です。

議長（今井 清君） 10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 立科町では、まだ55人というのは本当に少ないという数字ではありませんけれども、この「デジとしょ信州」は本当にこれからだと思います。目的の「デジとしょ信州」を始められた目的が、やはり図書室・図書館がない地域をなくしていこうということで始まったのが目的の一つにあるわけですが、次の1番目の質問で、立科町は全家庭にタブレットを配布いたしました。貸与ですが、たてしなびがあるわけですので、これで「デジとしょ信州」を利用することはできないか。そうすると、家庭にいながらにして本と触れることができる。書簡の触れではなくて、本に縁をすることができる。このときの費用とそしてその課題というのを質問しておりますので、答弁をお願いいたします。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

現在、タブレットたてしなびの通信料は町で負担しており、通信容量を超過した分は追加料金を支払う契約となっております。そのため閲覧できる外部サイトを町ホームページ、県ホームページ、日本気象協会ホームページの3つに制限しているところであります。「デジとしょ信州」の貸出しコンテンツには画像を多く使った通信容量の大きいものもあり、利用者数の把握、通信容量の予測、予算の確保が課題となっております。

以上です。

議長（今井 清君） 10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 今回、決算で提出されている教育委員会の点検評価シートで、読書関係で評価をBと受けているところですが、やはり読書活動の推進ということが重要ではないかと思います。その中で、令和4年は約300万の費用をかけてやったということが決算には出ているんですが、先ほどから申し上げているように、「デジとしょ信州」の目的には来館が難しい方とか読書機会を提供するというのがこれから、それも目的の一つになっています。こういったこともかみ併せて、教育次長はこれから「デジとしょ信州」をどのように活用していこうかと。そのときの費用がかかるというだけで終わりにしてしまってよろしいのかというところをちょっと伺いたいのですが、いかがですか。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

この「デジとしょ信州」であります。先ほども申し上げましたように、県立図書館が中心となってやっております。したがって、図書館は図書館、電子書籍は一つのコンテンツということでもあります。したがって、当町でありますと現在、地方公民館図書室がありまして、約2万5,000冊の蔵書がございます。したがって、その蔵書は蔵書、そしてまた先ほど町長の答弁にもありましたように、読書バリアフリー法等もございますので、一つのコンテンツとしてご利用いただきたい。

またホームページ等、あるいは広報たてしな等で「デジとしょ信州」のQRコードや検索の方法等についても周知しておりますので、そういったところで「デジとしょ信州」を広めていければというふうに思っているところであります。

以上です。

議長（今井 清君） 10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） それでは、次の質問に入ります。

2番目に、立科町地域資料の電子化の考えはという質問させていただきました。生坂村では地域資料の電子化、また図書室のWi-Fi利用の整備、そして千曲市では2019年に東日本台風で千曲市更埴図書館が被災をした、そういったことを踏まえて、やはり大切な地域資料というものを電子化して保管をするように動きがあります。こういったことを私もあってよろしいのではないかと思いますので、そのところの答弁をお願いいたします。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

「デジとしょ信州」におきまして貸出し可能となっております県内2町村、先ほど議員おっしゃった村も含まれておりますが、の地域資料につきましては、試験的に公開を実施段階でありまして、現在、「デジとしょ信州」運営委員会におきまして著作権等の関係もあり、地域資料の登録・公開マニュアルを作成しているところであります。登録可能となる地域資料につきましては、著作権を市町村が有するものに加え、

市町村が責任を持って権利処理をしたものとなる見込みであります。

参考までに当町が著作権を有する地域資料を申し上げますが、立科町史、立科の仏像と石神、立科の地名、信濃公論、文化財研究の報告資料等でございます。当町ので地域資料を電子化・公開する際には著作権や肖像権、また人権を侵害しないよう十分に精査する必要がありますので、町内外のニーズを考慮し、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） いろいろ関わるころはあるかと思いますが、2019年の台風があったときの被災をしたということも過去にあったことであります。立科町は本当に安心安全な災害の少ない町ということで、みんなは逆にそれがマイナスになっているように感じますので、先へ、先へ、大切な資料であるならば電子化もし、また保管する場所とかもこれから考えていかなければいけないのではないかと考えています。また今後とも検討をお願いしたいと思っております。

それでは3番目です。「デジとしょ信州」と立科小中学校の連携はという質問をさせていただきました。これは、やはりこの「デジとしょ信州」の活用の仕方、長野県の高森町はとか、佐久市、安曇野市は学校の英語の学習に活用をしているようです。読み上げ機能をその中で活用している。この読み上げ機能とかは、私も過去にデジとしょとかの質問をしたことがあるんですが、活字が読めない、識字障がい、ディスレクシアとか聴覚、視覚障がい、こういったことをまたいい方向に、デジとしょ、図書の読み上げ機能を活用してできるということもあるようです。大いに小中学校関係との連携をすることは効果が上がるものではないでしょうか。教育次長はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

議員ご質問のとおり、県内の3つの市と町の学校におきまして、「デジとしょ信州」を活用した授業を行っていると同っておりますが、現時点では一部の授業での活用とのことであります。児童生徒への「デジとしょ信州」のID発行には個人情報の提供同意書、二重発行のチェック等、教職員への負担も相当なものがあると伺っております。現在、「デジとしょ信州」運営委員会においてモデルケースや簡素化した登録手順等を作成中とのことでありますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

また先ほども申し上げましたが、1年に、令和5年度は9,000冊をまた追加で電子書籍化していくということでありまして、先ほども申し上げましたように、現時点で2万2,000冊ということで、これからどんどん冊数も増えていくと思っております。そういった中で、また小中学校で使える教材等も増えていくものと考えているところであります。

ます。

以上です。

議長（今井 清君） 10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） それでは、次の質問を行います。

4番目として、読書環境の推進と立科町独自の「デジとしょ信州」の取組の考えはということで質問を出させていただきました。

天竜村におきましては、この「デジとしょ信州」はやはり図書館とか天竜村の中で図書館・書店へのアクセスが難しい地域であり、年代的にも65歳以上の方に、逆にタブレットを配付をしています。このように、「デジとしょ信州」を積極的に推進している村もあります。立科町はもう既にタブレットは各全世帯にあるわけですので、その辺を考えればどのような課題があるかというのは多分、当然予算の問題とか、セキュリティの問題にもなるのかもしれませんが、あえてデジとしょを活用するためのアプリをインストールするためにタブレットを配付した村もあるわけですので、このようなところを参考にすれば、立科町独自の取組というのは今後はどのように考えているか、次長の考えをお伺いいたします。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

まず初めに、村ですね、県内の村の取組につきましては承知しております。利用者負担が月額で1,000円あると伺っております、利用状況についてちょっと確認したんですが、今あまりないという情報でありますので、先に申し上げさせていただきます。

それで、先ほども申し上げましたとおり、タブレットのたてしナビを活用しての「デジとしょ信州」への取組には課題もあります。当町では現在、立科町地方公民館図書室のWi-Fi環境の整備を行っております、電子書籍も重要な読書環境の一つと捉えているところであります。Wi-Fi環境が整い次第、利用いただければというふうに思っているところであります。

以上です。

議長（今井 清君） 10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 長野県が初めて始めた事業です。それも、それぞれの77市町村がどういう、やっぱり図書館と縁をする機会が少ない村とか、村・町があることを踏まえて、いかに県内の県民に環境を整えようかって言って、本当に絞りに絞って、この準備期間も私、調べましたら、令和3年の8か月の中で50回、そして令和4年には延べ100回、オンラインミーティングを開催しています。これだけの地域の人との検討の結果、出来上がったものですので、私はなかなか利用者が少ないというのは、それは今であるかもしれないけれども、やはり県民あげてこの事業に積極的に関わっていくというのがやはり県民の心意気ではないでしょうか。これからのデジとしょの課題もあり、

またたてしなびもまだまだ5年間は活用する環境にありますので、やはりそれは担当というよりも、立科町の読書環境をどうやって推進していくかということをもっと深く真剣に、真剣に考えてないというわけではありませんが、もう一歩突っ込んだ検討をしていただきたいと思います。

この「デジとしょ信州」、毎回広報にも出してくださっているし、QRコードも出ていますし、いろんな意味でお知らせはしているんですが、やはり町民の方のデジタルに縁をするまだまだちょっとアレルギーがありますよね。ナビに関してもみんながみんな開いているわけではなかったり、また開いておいたとしてもずっとそのままだったりということで、触れる機会が少ない。あるならばこういった図書館の縁もつけてあげて、積極的に触る環境を促していくというのが、時代とともに進めなければいけないことではないかと思います。

私の、本当にこの公民図書館の長野県立長野図書館の館長の森いづみさんという方が、東京で講演をされて、その東京での講演を逆に聞いて、慌てて戻ってきて、広報をしっかりまた見たところです。本当に私もうかつでした。しかし、その読書の環境の推進は、立科町独自で何かしら考えていけば、もっともっと事例発表ができるようなものが出てくるのではないかと期待をするところでもあります。

まとめます。長野県民は誰でも、いつでも、どこからでもということで、「デジとしょ信州」が充実してまいります。そのメリットは、1つ、蔵書不足分の増強、2つ、紙と電子との組み合わせでスペース問題が軽減をする、3つ目は図書館未設置でも電子書籍活用で学びの環境が強化をされる、4つ目、潜在的な利用者への呼び水となる、5つ目、読書層の広がり、読書文化の発展につながる。こういったメリットがあります。

私も正直、本は紙ベースが好きです。しかしながら、やはり環境があればいいんですが、立科町には本屋さんがありません。佐久に行くなり、上田に行くなり、茅野に行くなりということで選んでいたり、あとはもう書籍はネットで購入したりもします。しかし、やはりそういったことがまたできるものならいいですが、逆に家庭にあるたてしなびみたいなものを活用して、本に縁をする機会を増やすということは、立科町がやはりこれから考えていかなきゃいけないことではないかと思います。当然、アプリはインストールしなくてはいけないし、通信料もどのようにかかってくるかは調べなければいけないと思いますが、本当に、長野県が頑張り始めたということであるならば、この今ある環境とその条件を最大限に生かしていく、そこがやはり県民のこれからの努力ではないかと思います。

立科町単独でこういったことをやれというふうになったらできません。それを長野県は県を挙げてやってくれたということでもあります。やはりこういったときには、私はみんな一丸となって取り組んで、またさらにそれをいいものに変えていき、全国発信ができる、長野県はこうやって教育県として頑張ってるよということを発信してい

くのが、私は県民の心意気ではないかと思えます。

以上で、私、質問を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（今井 清君） これで10番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時35分からです。休憩に入ります。

（午後2時28分 休憩）

（午後2時35分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順5番、**5番、芝間教男君**の発言を許します。

件名は **1. 大丈夫か、災害発生時に対する備え**です。

質問席からお願いします。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） 5番、芝間です。通告に従い一般質問を行います。本日は、大丈夫か、災害発生時に対する備えということで質問をいたします。

気象庁の資料によりますと、日本の平均気温は、ここ100年当たり1.19度の割合で気温が上昇しているということです。今年の3月は異常に暖かい日が続き、リンゴの花もJA佐久浅間の調査以来最速で開花してしましまして、そこに強力な低温が来たということで、農家の果樹に対しては大きな被害の発生が出ているところであります。

また、本年も台風7号の被害により日本各地に大きな水害が発生しております。地球温暖化の影響によって、近年は日本のどこに線状降水帯が発生してもおかしくないとのことで、この立科町でもその可能性があると思われております。

そして、長野県下に影響が大きいと思われる糸魚川静岡構造線断層帯、南海トラフの地震の発生率が年々高まってきている状態であり、立科町においてはマグニチュード5強から6弱の震度があると予想が出されているところであります。

さらに、浅間山の噴火・爆発の不安もあり、立科町にも灰が積もると想定がされているところです。

町長におかれましては、立科町の安全・安心ができるまちづくりの構築として、町長の思いをここで伺いをいたします。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

立科町の防災計画の基本方針は、特に災害時の災害を最小化し、被害の迅速な回復

を図る減災の考え方を防災の基本理念としております。たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視し、併せて経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものであります。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災、減災等に資する国土強靱化基本法が平成25年12月に公布・施行され、これに基づき、立科町においても国土強靱化地域計画を策定をいたしました。

限られた予算や資源の中で、効率的、効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位の高いものから重点的に進める必要があることから、起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオを設定し、それらを回避するために重点項目を設定し、重点化を図るものであります。

国土強靱化においては、自助・共助・公助が適切に連携し、防災、減災対策に取り組むことが重要であり、中でも町民一人一人の防災意識の向上が自分自身や家族を守ることにつながり、近隣住民や町内会等周囲との様々な助け合いが多くの人命を救い、被害の軽減に大きな力を発揮することになります。

また、町では集中豪雨や猛暑などの要因となる気候変動への対策として、温室効果ガスの排出量の削減に向けた事業として、高断熱の建物への改修や再生可能エネルギーの導入等継続して取り組んでいることから、これまで町民の皆様には積極的に導入をいただいております。このようなことから、結果的には防災につながっているものであります。将来の災害が起きる可能性を低くし、町民の命と財産を守り、安心・安全な地域を継続することは私の使命であり、様々な防災・減災等の取組はもちろん、有事の対策につきましてもこれで大丈夫だということはありません。さらに安心・安全な地域づくりを目指して取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

議長（今井 清君） 5番、芝間教男君。

5番（芝間教男君） ただいま町長のほうから安心・安全を推進していくことが町長の使命であるということをおっしゃっていただきました。もう一言欲しかったところは、時期的な問題があります。早急に、できるだけ早くそういう体制をつくっていかねばならないというところが、防災の私のお話の要点であります。住民の意識の中では、まだまだ立科町は災害が少ない町というところがありますので、ぜひとも使命に基づいて、早急に町長は災害発生時に対する備えを進めていってほしいと思うわけであります。

それでは、続きまして（1）本年の防災の日に関連した訓練の実施についてお伺いをいたします。

新型コロナ感染の影響により、十分な防災訓練がしばらくできなかったわけですが、今年の5月8日から2類から5類に新型コロナウイルス感染症が移ったとい

うことで経済活動も復活してきたところではありますが、今年の防災訓練が各地で9月に行われたというところではありますが、その状況についてどうであったか、まずは総務課長にお伺いをいたします。

議長（今井 清君） 齋藤総務課長。

総務課長（齋藤明美君） それでは、お答えさせていただきます。

ご承知のように、日本ではその位置、地形、地質、気象等の自然的な条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、竜巻、崖崩れなど様々な災害が発生しやすいことから、住民が災害について認識を深め、これらに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するよう、9月1日の防災の日及び8月30日から9月5日までを防災週間としているものでございます。平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には住民が自らの命は自らが守る意識を持って行動する自助、地域住民や企業等が連携してお互いに助け合う共助、行政による公助を組み合わせ対応することが重要であり、これにより地域全体の防災力が強化されることとなります。

これらの目的を達成するため、毎年防災訓練を実施しているものであり、将来起こり得ると言われる南海トラフ等の巨大地震や、近年頻発する風水害に備えるための実質的な訓練としているところでございます。

各地区の訓練実施に当たっては、災害時に大変重要となる共助について、地域が主体となって検討いただくことに意義があるものでありますが、町では参考として避難訓練、地域の見回り、消火訓練、消防設備等点検、炊き出し訓練など、計27項目の防災訓練メニューを示しまして、地域の実情に合わせ、創意工夫の下、実践的な訓練を実施していただけるよう、計画段階から地域担当職員も含めまして参加をさせていただいているところであります。

今年度の防災訓練の状況はということではありますが、ここ数年コロナ禍の影響等によりまして、若干推移のほうを加えさせていただければと思います。

コロナ禍前の令和元年度の地区防災訓練の実施地区は、45部落中44部落、参加者は1,420人で行いました。令和2年度は総合防災訓練となりまして、体育センターにおいてコロナ禍の影響によりまして参加者を縮小し、計175人、令和3年度の地区防災訓練は29部落、参加者272人、令和4年度の地区防災訓練は16部落、参加者160人と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に左右される状況で行いました。

今年度の地区防災訓練は、感染症等の行動制限がない中での訓練となりましたが、8月29日に長野県新型コロナウイルス感染症警戒対策本部会議において医療警報が発出されたことを受け、各地区においては地域担当職員を通じて基本的な感染対策等をとっていただきながら、9月3日の統一日に実施されましたのは40部落、参加者総勢1,087人で行いました。

また、このほかの地区につきましては、統一日以外での訓練を今後計画をしている

という予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（今井 清君） 5番、芝間教男君。

5番（芝間教男君） 令和元年度から今年度の防災訓練について、数字を上げていただきました。ありがとうございました。

その中で、やはり令和元年度から2年、3年、4年については縮小の中で、5年には40部落1,087人と前の状況にだんだんと戻りつつあるということが分かってきたわけであります。また、この後にもほかの部落の中でやっていただけるというところで、それぞれの地区の皆さんには改めて真剣にこの防災ということを意識していただいて、取り組んでいただきたいなと思っているところであります。

続きまして、（2）の信州防災手帳の活用についてというところに移りたいと思います。

立科町においては、立科町災害ハザードマップが令和4年に作成し、今年の4月に配布をされたところであります。また、令和元年にはため池ハザードマップが作成され、全世帯に配布されております。各家庭では、それらの配布の防災の関係につきましては、見やすいところに貼ったり、手に取りやすいところに保管していただいているとは思いますが、これらの町から配布された資料を参考に、各家庭では実際に災害について、どのぐらい準備をされているかというところが不安であります。改めて9月の防災の日に際し、非常持ち出しリスト、リュックなどを用意しているか、家庭で連絡方法を確認しているか、それから地域で防災について話し合いがどのぐらいされているかなど、周知や、その実効性についての度合いを安心・安全なまちづくりを進めている中では確認をしていく必要があるのではないかと思うわけであります。町はその確認をどの程度行っているかお伺いをしたいと思います。

議長（今井 清君） 齋藤総務課長。

総務課長（齋藤明美君） お答えいたします。

町では、町民の皆様に対しましては機会を捉え、継続的に防災に関する情報を伝達しているところでございます。

立科町においては、令和元年東日本台風による災害を経験し、以降、毎年豪雨による災害も発生をしております。今年も既に大型台風により、各地では極地的な豪雨や線状降水帯の出現、また強風などによる災害などの繰り返しにより、町民の災害に対する意識も防災の備えも変化してきていると推測をしております。

そのような状況の中で、各世帯がどのような防災対策を行っているかは承知をしておりますが、町といたしましては、平常時から防災対策につながる情報を、機会を捉えて提供してまいりたいと考えております。

また、防災・災害に関する情報伝達につきましては、タブレットやアプリが整備をされたことにより、平常時からハザードマップや町のホームページ、県のホームペー

ジ、気象情報など、各ご家庭や出先においても手軽に防災情報が入手できるようになりました。町といたしましては、多くの町民の皆さんに身近なものとしてご利用していただけるよう、さらなる周知をしていくことが必要であると考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 5番、芝間教男君。

5番（芝間教男君） 個人のところが調べているのはなかなか難しいところではありますが、地域の中で、そのような防災について話合いがされているかというところについてですけれども、先ほど総務課長がおっしゃってありました防災訓練のときに、地域担当職員が活躍していただいております。さらに、地域担当職員が入って、地域の防災計画について積極的に推進していけば、状況把握をすることができますし、さらに充実した地域の体制が取れていくのではないかというふうに思っているわけですので、そちらの活用もお願いをしていきたいなと思っているわけであります。

それから、長野県においても信州防災手帳というものが発行しております。地域によっては、これをまた参考に、一つ例を挙げますと、これは松本市の例なんですが、防災ハンドブックという持ち運びがちょっと小さくして、災害のときにも持っていけるような形になっておりますけれども、こういうものを全戸配布しているというところもあります。ここには新しくなった警戒レベルの基準や、土砂災害だけではなく、地震、災害などの対応にしても、詳しく記載がされているところであります。これを県からもらうか、これを参考に、町で独自にこのように防災ハンドブックみたいなものを作成していくのもよいのではないかと思うんですが、いかがでしょうかお伺いいたします。

議長（今井 清君） 齋藤総務課長。

総務課長（齋藤明美君） お答えいたします。

ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により、防災訓練が中止ですとか、規模縮小による開催、またご家庭によりまして防災訓練に切り替えている地区も多数ございました。

町では、広報たてしな9月号に災害情報取得の記事ですとか、防災対策、災害時の備えについて毎年掲載をしておりますが、昨年度は防災の日に合わせて、議員ご提案の災害からの逃げ遅れゼロを目指した防災ハンドブックを全戸配布いたしまして、町民皆様に防災意識と災害時の行動などを周知したところでございますので、ぜひ保存版として平常時から防災意識を高め、自助に備えていただきたいと考えているところでございます。

また、先ほどの信州防災手帳につきましては、今年度県より提供がありましたが、全戸に配布する部数が確保できませんでしたので、今年度の地区防災訓練時にご活用いただける地域へは、希望により提供をさせていただいたところでございます。

なお、この信州防災手帳は県の公式ホームページに掲載されておりますので、個別

配布のタブレットや、たてしナビアプリで手軽に御覧いただくことができますので、ご活用をいただくよう、さらなる周知にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 5番、芝間教男君。

5番（芝間教男君） 防災ハンドブックは、昨年配られているということでありました。

また、この防災手帳ですが、本当に詳しく載っているんです。内容的には長野県全体のものではありますが、先ほどの南海トラフの関係、それから地震の関係の基準なども随分載っておりますので、ぜひともホームページの啓発とか、そういうところも推進をしていっていただきたいなと思うわけであります。

次に、（3）に移らせていただきますが、立科町は災害発生時に、本部としてしっかり機能できるかというようなところについて伺いたいします。

2019年の台風19号など、近年度々被害をもたらす豪雨災害について、立科町は、その都度立科町役場を災害対策本部として行ってまいりました。その本部の機能についてなんですけれども、お伺いをしてまいります。

①として、たてしナビの活用について伺いたいします。

本年6月の私の一般質問で、たてしナビの活用について企画課長より、災害時において、消防団等からその災害現場の写真等を送信できるよう準備を進めているという回答を頂いております。現在、消防団等から送信を頂けるようなことに整備がされておるか伺いをいたします。

議長（今井 清君） 齋藤総務課長。

総務課長（齋藤明美君） お答えいたします。

ご質問の、有事における消防団からの災害現場写真等の提供については、消防団幹部である正副団長、正副ラップ長、正副分団長を中心に、情報配信アプリ「オクレンジャー」を利用し、災害時の情報共有をしているところでございます。

実際に、昨年7月12日の大雨による災害の際には、災害被害の状況の収集をこちらのアプリを通じて、災害対策本部と情報共有をした経過がございます。

災害現場での災害状況報告ツールの一つであるたてしナビにつきましては、現在その機能を町の職員において活用できる状況を整えたところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 5番、芝間教男君。

5番（芝間教男君） たてしナビの活用について、これはたてしナビのタブレットを持って災害現場に行って、写真はこんな状況ですというのを撮って、それで役場に送ることができるということであります。

ただ、一つ問題があることは分かっております。役場のほうで、一遍にいろいろな画像を送られちゃうと、それを受けるところで体制がなかなか取れなくなってしまう、

人がそれだけたくさん出てきたところで、みんなわっと来てしまうと、どうしても受け切れなくなってしまうというところがあるのは知っておりますけれども、それを整備しながら、現場の状況が的確に把握できるような写真ということであれば、正確なものがどんな状況かと一目で分かるわけですから、それを受け入れる体制も必要ではないかというふうに思っておりますので、今後、せつかく配備されたたてしナビですので、活用をこの部分でもお願いをしていきたいなと思うわけであります。

次に、施設の耐震性、人員の配置についてお伺いをいたします。

地震の場合を私は特に心配しておるわけでありましてけれども、先ほど町長にも申し上げましたとおり、政府地震調査研究推進本部の公表によりますと、今後30年以内の地震発生率が糸魚川静岡構造線断層帯では14から30%、南海トラフの地震の発生率は何と60から70%と、極めて高い状態であります。

この地震が発生すると、先ほど申し上げましたとおり、マグニチュード5強から6弱の震度があると予想されているところであります。災害対策本部となる立科町庁舎ですね、この庁舎は地震に耐えることができるのでしょうか。また、地震はいつ起きるとも限りません。休日、夜間発生する場合もあるわけですね。地震の際における災害対策本部の人員配置については決まっているか、また非常参集訓練ですね、これを立科町の役場、職員の中では行っているかお伺いをいたします。

議長（今井 清君） 齋藤総務課長。

総務課長（齋藤明美君） お答えいたします。

ご質問の災害対策本部となる役場の庁舎の耐震ですが、平成27年度に新建築基準に基づく耐震補強工事を実施をしたことによりまして、震度6強から7の基準を超える耐震が確保されているところでございます。

次に、職員配備につきましては、立科町の災害発生後の動員配備体制は、その状況に応じまして第1次警戒配備、第2次警戒配備、非常配備、緊急配備とし、災害基準により配備要員は異なっております。

配備要員は、防災計画にのっとり、災害の規模や種類等にもよりますが、所管課ごとの業務要員を年度当初に計画をし、備えているところでございます。

また、緊急時の連絡体制につきましては、昨年度までは安否確認連絡網システム「オクレンジャー」を導入しておりましたが、今年、今年度につきましては自治体専用チャットツールロゴチャットを使用して、防災訓練時に伝達訓練を行ったところでございます。

しかし、有事の際に参集できる職員数も変わってきますので、実際には参集したところで対策本部において再度分担をすることになります。近年災害の規模等も大きくなっていることから、検証していく必要も感じているところでございます。

また、ご承知のように、役場では宿日直勤務もございまして、宿直室にはマニュアルや緊急連絡先等も整備し、24時間365日緊急時の対応に備えているところでござい

ます。

以上です。

議長（今井 清君） 5番、芝間教男君。

5番（芝間教男君） 実際ですね、やってみないと分からないというところがありまして、本当に日頃からの訓練、実際に想定したところで訓練をしていくということが、とても私は大事だと思うわけでありまして。

役場の職員、いろいろマニュアルを準備していただいていたたり、24時間宿直のほうにマニュアルを準備していただいたりして、対応していただいているところでありましてけれども、実証をしていただく、訓練によって、ああ、このところがちょっと大変ちょっと不足しているかなというところは、訓練によって出てくるわけでありまして、ぜひとも大規模なというわけにはいかないと思うんですけれども、機会を見て訓練をしていただきたいと思いますと思うわけでありまして。

もう一つ、この件でお伺いをいたしますけれども、地震発生の際には、豪雨災害のときと違って町の避難所に来ることができない、地域の仮避難所での対応ということが多くなっていくわけでありまして。特に要支援者の皆さんや、それから障がいのある方、古い家に一人で住んでおられるような方などがおるわけですが、その方々の安否、状況の把握についてですが、それは消防団が行うのか民生委員がやるのか、地域の役員の皆さんがやるのか、なかなかはっきりしていないようなことじゃないかなと思うんですが、その状況把握を役場がどう行うのか決まっておりますでしょうか、お伺いをいたします。

議長（今井 清君） 齋藤総務課長。

総務課長（齋藤明美君） お答えいたします。

町では、立科町地域防災計画に基づき、避難行動要支援者に対しては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、関係者との共有を図っているところでございます。

併せて、令和4年度より順次個別支援計画の策定に取り組んでおり、有事の際には区長、部落長さんをはじめ、民生児童委員、消防団など、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備に努めているところであります。

発災時の被害規模にもよろうかと思っておりますけれども、町災害対策本部から各関係機関と緊密な連携を図り、迅速かつ的確な情報収集に努めてまいることとしております。

以上です。

議長（今井 清君） 5番、芝間教男君。

5番（芝間教男君） 私が言いたいのは、多様な連絡網ができた、それはよろしいんですけども、災害が起きたときには、なかなか混乱をしております、把握をするにかえって

ごちゃごちゃになってしまって、大変になるのではないかという心配があるわけです。その点について、しっかりと、誰がどこの人を見て、どこが役場に連絡をするのかというところを、体制をそういう部分で訓練をしておかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

また、消防団、それから民生委員さん、それぞれのところでありますけれども、横の連絡をどのようにやっていくのかということも大切になるのではないかと、そういうところをしっかりと決めておかなければならない、その体制をマニュアル化しておく必要があると思うわけでご意見を申し上げました。

3番、町におけるタイムラインの計画はに続いて移らせていただきたいと思いますが、一例を挙げますと、牛鹿の対策本部ではタイムラインの計画を立てております。まず1時間以内に被害者の把握をしてこいということになっております。それから3時間以内には、その把握の中で救助体制をつくり、それから役場に報告するという基準ができております。

町においては、時間を追って、例えば3時間以内には何をやる、夜までには仮設避難所に毛布を届けるとか、消防団との連絡のことはもちろんのこと、県や警察、それから社会福祉協議会の報告はどのようにやっていくかというような、時間に沿った計画をつくっておかなければならないと思うんですが、そのタイムライン計画はできているのかお伺いをいたします。

議長（今井 清君） 齋藤総務課長。

総務課長（齋藤明美君） お答えいたします。

タイムラインは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ、誰が、何をやるかに着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画、先ほど議員がおっしゃったタイムラインということになります。

現在、立科町では国土交通省千曲川河川事務所による千曲川犀川流域自治体などが水害等による、それに対応を設けた流域のタイムラインに順次対応をしております、それ以外の災害タイムラインにつきましては策定ができていない状況でございます。

タイムラインの策定に当たりましては、様々な災害が考えられ、多くの被害状況が想定されます。

当町における防災上の課題を踏まえて、タイムラインの対象とする自然災害及び解決課題を設定し、課題解決に必要な防災関係機関の抽出が必要となるため、今後におきまして国・県等の動向に注視し、検討を重ねていきたいと考えております。

なお、各地区で自主防災組織等設定をされている地域もございます。そのような中でもタイムラインの設定について、今牛鹿の例を挙げていただきましたけれども、そのような取組が広がっていけばいいかなと感じておりますので、そのようなことも推進をしてみたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 5番、芝間教男君。

5番（芝間教男君） この件については、私、議員になりたての平成元年のときにも質問をしております。その時期の総務課長には、時間経過による災害の対応についてシミュレーション、マニュアル化は今後の課題と持っているというようなことの回答を頂いております。

令和5年になりました。4年間過ぎておりまして、早急にやることはある程度、基本的なことは決まっているんですよ。食事のこと、それから夜になったら毛布のこと、それから次に災害のところで要支援はどの程度になったらやるかというような、基本的なところについては時間を追って決められる、やらなければいけないことがあるわけです。そのところはしっかりと忘れない、それから要点のところをしっかりと行動ができるというような体制を、町でとっておかなければいけないというふうに思うわけでありまして。

また、これに対しての地区の自主防災の方との連携ですね、の作成、自主防災マニュアルを作っていただく中での連絡事項として、作成の中にも書き込んでもらうということを示していかなければならない。役場はこのぐらいの時間でやりますよというところを、そこのところに書き込んで、それに対して報告を求めるような形ですね、そういうものをつくってってもらいたいと思うわけでありまして。

続きまして、4番、災害時における物品の準備についてお伺いをいたします。

今年7月14日にですね、町村議会議員研修会の折に、大正大学社会共生学部准教授の大沼みずほ氏による講演をいただきました。その中で、液体ミルクを避難所にといい内容のお話がありました。避難所には粉ミルクが広く用意されているとのことですが、赤ちゃんにミルクを飲ませるには、そのお湯を温めて、ミルクを溶かして、人肌かげんにして、なおかつ、その容器については1回ごとに煮沸消毒をしなければならないと、とても避難所においては大変な作業となるわけでありまして。

以前は、液体ミルクというものは輸入物があったわけですが、これがとても高価なものでして、あったんですが、今は国産品も出てきたそうで、安くなっているということでありまして。

立科町においては、避難所備品において、液体ミルクの用意はあるのでしょうか、また、ほかにも総務省消防庁では、避難所等において用意しておく備品等が示されていると思われませんが、立科町の備品の整備状況はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

議長（今井 清君） 齋藤総務課長。

総務課長（齋藤明美君） お答えいたします。

立科町では、防災計画において、備蓄食料品は調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が附属した食料品を中心に、非常用食料の必要品を備蓄及び調達するこ

とを基本としております。

議員ご質問の粉ミルクにつきましては、議員おっしゃるように、お湯を沸かす必要があることから、町では粉ミルクのほか液体ミルク、使い捨て哺乳瓶も備えております。

その他、避難所における備品等については、災害対策基本法第86条の6では、避難所における食料、医療、医薬品その他の生活関連物資の配布、提供、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努めることをうたっております。

それに基づき、防災基本計画において、市町村は指定避難所等を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする明記されております。

これらに基づき、町では避難所における良好な生活環境の確保に向け、各種備蓄品や避難所の整備を行っております。一例でございますが、非常食、飲料水のほか医薬品、ラジオ、ストレッチャー、各種トイレ、投光器、プライベートルーム、簡易ベッドなどを含め、多種類の備蓄品を準備している状況でございます。

以上です。

議長（今井 清君） 5番、芝間教男君。

5番（芝間教男君） 液体ミルクを整備していただいているということで、安心をいたしました。ありがとうございます。このことについては、心配をしていた方々もあるかと思えますけれども、ここで町のお子さんをお持ちの方々にも、安心して避難所に行っていただけたらと思います。

また、生活物資、それから避難のところで各種整備をしていただいているというところでお話をいただきました。さらに必要なものを考えていただいて、整備を進めていただきたいと思いますというわけであります。よろしく申し上げます。

続きまして、仮避難所の物資配備についてお伺いいたします。

避難所の地震発生の際には、特に仮避難所の役割というものが重要になってくると思われまます。

仮避難所の物品配備についてですが、役場の今のおっしゃっていただいたところまではなかなか整備ができていないところであります。ヘルメットとかマスクとか消毒液とか、細々消耗品なども必要なわけですが、そろえるための町の支援について、まずは教えてください。

議長（今井 清君） 齋藤総務課長。

総務課長（齋藤明美君） お答えいたします。

仮避難所、議員がおっしゃる仮避難所につきましては一時集合場所のことかと思えますので、そのように答弁をさせていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

場合によりましては、一時集合場所が避難所として利用されることもあり、必要な

物品につきましては、状況に応じて町で備蓄している物品を運び込むことも想定をしております。

また、議員ご質問の支援策につきましては、町では自主防災組織整備事業補助金を用意しております。各地区の自主防災組織に対し、ヘルメット、消防用長靴、はつぴ、ユニフォーム、自動体外式除細動器、AEDでございますが、それらのほか、災害時に使用する資機材等町長が認めたものとなりますが、補助対象経費の2分の1以内でございます。

また、自主防災組織の結成につきましても、先ほどから申し上げております毎年区長、部落長の皆さんにも検討を依頼しておりますので、引き続き組織結成の支援も継続して行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 5番、芝間教男君。

5番（芝間教男君） 2分の1以内の補助があるということで、整備補助金が出るということでもありますけれども、今回、これは柳沢公民館から借りてきたものでありますけれども、仮避難所に置いてあるところは少ないとは思いますが、簡易の担架であります。これは折り畳み式になっていて、これだけの小さいものでありますけれども、このようなもの、本当に大事ではないかなと。もし災害が起きたときには、すぐに仮避難所へ人がとか病人を運ばなければならないという事態になったときに、こういうものが必要なものだと思うわけでありまして。町でこのような各避難所に必ず置いておいたほうがいいんじゃないかなと思うものを、ある程度町の配布をしておいていただくようなことはできないかと思うわけでありまして、検討していただけないか、お伺いをいたします。

議長（今井 清君） 齋藤総務課長。

総務課長（齋藤明美君） お答えいたします。

柳沢公民館には、今議員おっしゃるように担架の準備がされ、災害時に限らず、地区の行事の際などにも、緊急の事態が発生したときには活用でき、大変参考になる備えだと思っております。また、地区防災訓練などに活用していただくことで、人命救助にもつながると考えます。

例年ですが、先ほど来防災訓練の計画事例を各地区に提示をさせていただいておりますが、災害は突然起こることから、いつでも、どこでも初期対応ができるように備えていくことも必要であることから、身近な用具を使って簡易の担架を作成する訓練メニューもございます。そのような知識も身につけていただければと思うところでございます。

一時集合場所への備品等の検討につきましては、配備後の維持管理や更新経費等を考えると、避難状況により、町の備蓄倉庫より随時配布させていただくことが経済的、効率的であると現在は考えているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 5番、芝間教男君。

5番（芝間教男君） これは1万円弱であります。そんなに高いものではないんです。それに、緊急を要するときに使うものですから、そういう緊急のときに配備、持ち込んでというよりは、やはり仮避難所には置いておいていただけたらなというふうに思っているところであります。

時間も迫っておりますので、次のところに行きたいと思います。

5番、消防団の啓発及び団員の確保等についてお伺いいたします。

6月の第2回定例議会において、立科町消防団条例の一部を改正する条例制定について、消防団員の定員を380人から340人に改めるものであります。この内容は、町の実情に合わせ、実質的な人数に近い数字としたためということでありましたが、消防団員の減少は地域にとってもとても深刻な問題であります。

日頃から消防団員の皆さんには、火災、大雨などの災害時の活動だけでなく、安心して暮らせるまちづくりのために予防の啓発、施設の点検、年末の夜間巡視など、ご活躍をいただいているところであります。

同僚議員から、同じく消防団の活動の内容について、負担を減らすというようなことで一般質問があったわけですが、その大変な内容から、さらに若者がなかなか入団してくださらないということもあり、敬遠されがちであります。

退会についてはここでは議論といたしません、町として消防団入団への取組がどのように行われているか、まずはお伺いをいたします。

議長（今井 清君） 齋藤総務課長。

総務課長（齋藤明美君） お答えいたします。

消防団員の確保につきましては、全国的にもやはり困難であるという状況でございます。立科町にとりましてもそのような状況でございます。

また、消防団員の皆様方の負担軽減につながるような施策につきましても、国または町においても検討をしているところでございます。

これまでも公共施設等へのポスターなどの掲示をはじめ、ホームページや広報への掲載、また各分団を通じて入団の募集のチラシの配布等によりまして、消防団員の加入促進に努めてきたところでございます。

今後につきましても、消防団員定数を満たせるよう、実員数の確保に向け工夫、また消防団員の負担軽減等も検討しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 5番、芝間教男君。

5番（芝間教男君） 立科町では、保育園での年長組、幼年消防隊に全員に入ってもらって、消防関係に関心を持ってもらうという取組をいただいているところではあ

りますが、小学校、中学校の皆さんへの働きかけも、何か消防団に関心を持ってもらうようなことができないかと私は思うわけであります。

また、この間二十歳の集いがあったわけですけれども、二十歳になれたときにも、皆さんにも何か関心を持ってもらうような働きかけをできる機会があればと思う次第であります。今後新しい対策を何か、そのようなことができないかなと思っているわけですが、新しい対策を考えておられるかお伺いをいたします。

議長（今井 清君） 齋藤総務課長。

総務課長（齋藤明美君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、全国的にも消防団員が減少し、消防団員のなり手不足が問題となっております。将来の担い手となる小中学生に対し、消防団に興味や関心を抱いていただくことは大変重要であると認識をしております。

小中学生向けの具体的なPRにつきましては、消防団の活動についてケーブルテレビでも放送されていること、また身近な地元分団の活動を目の当たりにしていただくことが、消防団員を知っていただくきっかけにつながると感じているところでございます。

また、国におきましても消防団のPRビデオの作成等も行っておりますので、今後の国・県の動向に注視し、町としてどのような取組ができるのか検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 5番、芝間教男君。

5番（芝間教男君） 今後どのような取組ができるか検討していただけるということですので、期待をしております。

それでは、まとめに入らせていただきます。

今年は、1923年の関東大震災から100年が経過し、テレビ放送でも特集番組が組まれ、御覧になった方も多いかと思います。番組では、当時の画像を高画質に変えて、なおかつカラー映像にしたもので、その当時の課題について洗い直して、改めて現代の教訓として伝えようとしているものでありました。

実は、私の祖母は明治27年生まれでして、関東大震災のときの話を聞いたことがございます。立科町に住んでいたわけですが、地震が起きたというときから、避難をするときに、自宅の玄関から木のある、サクランボの木があるんですけども、そこまで避難したそうですが、そこまで歩くにやっとだったというような揺れだったそうです。立科町でも揺れるわけですよ、地震が起きれば。改めてその認識をし、住民一人一人が地震についても備えるという心構えが大切だと思っているわけであります。対応が遅れまして、行政が一体これまで何をやっていただかないように、少しでも早く防災への準備を確実に着々と進めていくことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（今井 清君） これで、5番、芝間教男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は3時45分からです。休憩に入ります。

（午後3時34分 休憩）

（午後3時45分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順6番、1番、秦野仁美君の発言を許します。

件名は 1. 立科教育の更なる深化について

2. 立科町のデジタル環境の整備について

3. 子どもの安全・安心な居場所づくりについてです。

質問席から願います。

〈1番 秦野 仁美君 登壇〉

1番（秦野仁美君） 1番、秦野です。本日最後になります。皆さんお疲れのことと思いますが、最後までおつきあいのほう、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

立科教育の更なる深化について。

文部科学省が、2019年12月に発表しましたGIGAスクール構想、その施策の中核となるのは、全国の小中学校生徒全員への1人1台端末と、インターネット上の情報やクラウドを活用できるストレスのない高速通信ネットワーク環境の整備、ビジネスにおけるテレワークと同様に、全ての子供が家庭や出先でも授業を続けられるようにするための通信環境整備、さらに学校のICT導入を技術的に支援するため、専門知識を持ったGIGAスクールサポーター及びICT支援員を配置するなどが盛り込まれています。

皆さん、改めてGIGAスクール構想、GIGAと略されていますが、正式のお名前ご存じですか。グローバル&イノベーション・ゲートウェイ・フォー・オールの頭文字の略になります。全ての児童生徒にグローバルで革新的な扉をという意味も込められています。

ICT環境を整備し、児童生徒ごとに最適化された学びの提供、教員の働き方改革として新しい時代の教育改革が取り組まれています。が、一部では教員の働き方がさらに過酷となったとも聞いています。

立科町において、既に児童生徒1人1台の端末が整備され、高速通信ネットワークが校内に整備されております。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。

新たに始まった令和の教育システム、教育の基礎をつくっていく、コロナ後も引き

続きG I G Aスクール構想、I C T教育について、教育長から今後の立科町としての教育方針をお聞かせください。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。塩澤教育長、登壇の上、願います。

〈教育長 塩澤 勝巳君 登壇〉

教育長（塩澤勝巳君） それでは、お答えをさせていただきます。

文部科学省が推進しておりますG I G Aスクール構想とは、先ほど議員さんのほうからおっしゃられたとおりだと思いますが、平たく言えば、全ての子供たちにグローバルで新しい教育の機会をとということかと思えます。さらに、もう少し分かりやすく言えば、I C Tを活用し、児童生徒一人一人の状況に合った個別、最適な学びを持続的に提供できるよう環境整備を目指す、こういった事業ではないかというふうに解しております。

このため、国は大容量で高速な通信環境の整備、1人1台の学習用パソコンの整備、これを中心に、当初5年計画で進められておりましたけれども、ご承知のようにコロナ感染症の発生もありまして、大幅に前倒しをされ、2年程度で、ほぼ全国の小中学校に拡大をし、大方整備ができたというような状況かと思えます。

当町でも令和2年度に整備を行い、令和3年度から運用を行っておるところであります。

今後はですね、整備しました機械をどれだけ有効に活用し、成果につなげていくことができるかが大事ではないかと考えております。

そのために、求められる知識でありますとか技術の習得、さらにそこに積み上げるスキルアップ、こういったものしながら、先生方には研さんを積んでいただいて、これは町の教育委員会だけでできるものではありませんので、県教育委員会とも連携をしながら、児童生徒にとって充実した学習が提供できるように対応を、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 1番、秦野仁美君。

1番（秦野仁美君） ありがとうございます。

では、現時点でのG I G Aスクールの整備状況、運用状況についてお聞きいたします。

令和2年、3年度に、それぞれ前町議会議員さんによる一般質問で質問及び答弁をされておりました。その後、令和3年2月末、関連機器を含め整備が完了となっております。先ほど教育長もおっしゃいましたG I G Aスクールに対応するハードウェアですね、ソフトウェア、ハードウェア全て導入をされておりますか。また、併せて現在の運用状況もお聞かせをお願いします。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

令和2年度に児童生徒一人一人に1台のパソコン、授業配信用カメラ、電子黒板、学習ソフト、プリンター、マイクスピーカー、ルーター、その他関連機器で、通常の授業とオンラインによる学習に必要なシステムを整備し、令和3年度から運用を行っているところであります。小学校では漢字の書き順の習得、社会科の調査、教科書のQRコードの読み取り、生き物の写真撮影、児童会の資料作成等各種授業で児童がタブレットを活用しております。

中学校では、生徒がノート代わりに生徒自身の意見のまとめ、レポート提出、生徒会のアンケート調査、総合学習のまとめ、授業以外の発表活動等でタブレットを活用しております。

また、授業では本年度から教科ドリルを導入し、授業後の宿題や自主学習に活用するなど、各種授業でタブレットの活用が進んでおります。

また、体育の授業では自分の実技の撮影にもタブレットを活用しております。

校外では、児童生徒がタブレットを自宅へ持ち帰り、学校提供の動画視聴、生徒会の資料作成、レポート作成等に活用しております。

したがいまして、児童生徒のタブレットの活用は確実に推進され、成果が出ているものと認識しております。

以上です。

議長（今井 清君） 1番、秦野仁美君。

1番（秦野仁美君） たくさんされているようで、とても安心しました。ありがとうございます。

続いて、教職員の習熟度というか、スキルの違いや児童生徒自身の理解度は、現状いかがでしょうか。それに伴い、教員の働き方に変化はあったでしょうか。さっき、たくさん子供さんたちも進んでいるということなんですが、質問を書いておりますので、よろしく願いいたします。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

小中学校の先生方にお聞きしているところですが、教員による習熟度の違いやスキルの差はあるものの、ICT機器の導入時より利用頻度が増えており、以前より円滑に利用が進んでいるとのこととあります。こちらにつきましては、児童生徒も同じということでございます。

また、ICT機器導入時は様々な負担があり、大変だったということでしたが、現在は軌道に乗ってきており、教員の働き方等に大きな変化等はないというふうになっております。

以上です。

議長（今井 清君） 1 番、秦野仁美君。

1 番（秦野仁美君） 教員の働き方、ないというふうにおっしゃっていますが、ICT 授業などの実施で、やはり教員によっては得意とか不得意、また消極的な職員もいらっしゃると思うんです。また、子供たちも同様に、個人差、学級差、学年差もちろんあると思います。しかし、やっぱり教員がやる、やらないなどで使える、使えないなどで、環境の違いで児童生徒の教育に差が出てくることは、教育の公平性の観点からはあってはならないと思います。

私がある町民の方からお聞きしたんですが、お子さんが高校もしくは大学で町外に出ました、また就職しました。そのとき、ほかの地域から来た同世代の人と IT のスキルの差があり過ぎて、ちょっと追いつくのに苦労したとか、大変な思いをしたというのをやっぱり聞きました。なので、こういう事実に対して、子供さんたちにそういう思いをさせないために、スキルの格差をなくして、町として支援をしていく必要があるのではないかと思います。

それではお尋ねをいたします。

これまでに、教職員対象とした研修会の実施や ICT 支援員、GIGA スクールサポーターから指導を受けたことがありますか。また、ICT 支援員など活用されているのか、令和 3 年度以降の実施状況をお聞かせください。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

小中学校の教員を対象とした研修会につきましては、先ほど塩澤教育長も答弁申し上げました県教育委員会が研修会等を開催しておりますので、順次先生方に受講していただいております。また、パソコン等の納入業者による先生方への機器の取扱い研修会を行っているところであります。

議員ご質問の ICT 支援員、GIGA スクールサポーターによる指導につきましては、ICT 機器の準備や使用方法の指導、授業計画の作成といった先生方への継続的な支援、また ICT 導入における環境面の整備、導入初期における技術的な支援や指導のことと思われませんが、いずれも令和 3 年度以降指導を受けたことはございません。

以上です。

議長（今井 清君） 1 番、秦野仁美君。

1 番（秦野仁美君） ICT に詳しい先生方がいらっしゃるということだと思うんですけど、正直、限界もあると思うんです。

そもそも、ICT 支援員で教育現場における機器の設置とか操作の指導、ICT に関する情報や運用の管理も行ったりと、また教員の業務負担の軽減につながるものが目的になっているんじゃないかなと思います。支援員が入ることで、先生たちの業務の効率も上がるし、先生たちの負担も軽減されるし、そして労働時間も短縮される。そうなれば、生徒との時間が多くつくれるんじゃないかなと思います。そう思いませ

んか。

そこで、提案というか、一つ考えがあるんですが、町で募集されている地域おこし協力隊がいらっしゃるじゃないですか。それって、移住定住とかの人たちばかりではなくて、教育のほうにも入れていただいたらいいのかなと。地方を調べると結構いらっしゃるんですよ、小中学校で活躍されている方が。なので、次長がおっしゃっていたように、4校で1人とかという条件で活用できなとおっしゃっていたんですが、それがそうであるんだったら、違う目線からやる方向で考えてみたらいいのかなと思います。地域おこし協力隊の活用をできれば、ぜひ検討していただければと思います。

これからちょっと、私のあくまでも理想なんですけど、他の市町村よりもICT教育に重点を置くということを内外にアピールするとします。例えばですよ、長野県で一番ICT教育が進んでいる町とアピールするとします。それだけで、お子さんのいる家庭とか将来子育ての世帯などの移住定住者を誘致する力になるんじゃないかなと思います。国からの落とし込みだけで、あっ、やっています、やっていますとかじゃなくて、積極的に取り組むという姿勢をやっぴり見せていただけたらいいなと思っています。幾ら環境だけ整えたとしても、それを活用しなければ宝の持ち腐れじゃないかなと、そう思います。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

今後のICT教育の方針として、小中学校それぞれの今後の取組をお聞かせください。

議長（今井 清君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えをさせていただきます。

先ほど申しあげましたように、ハードの部分につきましてはほぼ整備ができたということですので、これをいかに有効に活用するかということが一番の課題かなというふうに思っております。

それにつきましても、先生方は県の職員の先生方であります。当町にずっといるというわけでもありませんので、やっぱり県と協力した研修をしていかないと、なかなか実効には結びついてこないということですので、私どもにいる先生がほかに異動しますし、またほかの学校から私どものところに来ます。そういったことになったときに、それぞれ先生方が違う使い方であってはなかなかうまくいきませんので、やっぱり県を中心にした中で研修を積んでいただきながら、統一した指導ができるような、そんな体制が一番よいのではないかというふうに考えておりますので、県のほうへはそんなような要請もしていきたいというふうに考えております。

議長（今井 清君） 1番、秦野仁美君。

1番（秦野仁美君） ぜひ立科町の子供たちのためにICT教育を遅れることなく、むしろほかの地域よりも先じた取組を行っていただければいいなと思っています。くれぐれも井の中の蛙にならないようにしていただければいいなと思います。

教員の皆さんについては、3年に至るコロナ禍の中、学校運営で苦勞な部分もあったかと思ひます。子供たちのために、そして未来の子供たちのためにも取り組んでもらいたいと思ひています。ただし、無理な働き方をされないように、教育委員会の方も保護者の皆さんとともに一緒に見守っていきたくと思ひます。今後立科町にとって、将来活躍する児童がたくさん増えることを期待しています。

では、次に行きます。

インターネットの必要性について。

皆さん、インフラって、もちろんご存じですよ。インフラとは、私たちが毎日の生活の中で使う生命線です。例えば、電気、水道、ガス、通信、道路、これらは日常生活において必要不可欠な、基本的なサービスや設備です。これらを整備し維持していくこと、これこそが地方公共団体にとって最も重要な仕事だと思ひます。

そして、通信の中にインターネットも入ります。今やインターネットはインフラの一部、そう、日常生活に欠かせないものになっています。

インターネットとは何か。インターネットとは、大きな電子のネットワーク、網のことです。このネットワークを使って世界中のコンピューターがつながっていて、いろいろなやり取りができます。もっと分かりやすく説明します。インターネットって、目で見ることできませんよね。では、インターネットを水道に例えてみます。水道ですよ。インターネットは情報の流れる水道管と見てください。皆さんが使うスマホ、コンピューターは水の出る蛇口とします。その蛇口を開けると水が出てくるのと同じで、たくさんの情報が出てきます。水道管を通してたくさんの人に水を供給するのと同じで、たくさんの情報をたくさんの人に届ける魔法の水のようなものになります。ただし、たくさんの人に届けるには太い水道管が必要になります。想像してみてください。図書館のような場所、たくさんの本が雑誌ありますよね。それと同じように、インターネットは世界中の情報にいつでも触れることができます。ニュースや天気予報、趣味の情報、昔の写真、そして遠く離れた友人や家族と話することができます。

反対に、インターネットは悪いものと考えの方もいると思ひます。例えば誤った情報、偽情報が拡散されるとありますが、雑誌やテレビなどでも誤った情報は流れることはありますよね。また、サイバー犯罪に巻き込まれるとか、使い過ぎて目が悪くなるとか、電磁波でがんになるとか、ほかにもソーシャルメディアの普及により、いじめやメンタルに悪影響を及ぼしてしまうという可能性もあります。

しかし、インターネットは利用する人それぞれが、利用方法とルールをしっかり理解して、正しく使うことで幅広い情報を誰もが入手できるすばらしい道具になると思ひます。

さらに、インターネットは双方向性という既存メディアにないすばらしい能力もあります。YouTubeをはじめとした個人から世界への発信をインターネットはもたらしていますよね。

コロナ禍におけるテレワークで、インターネットの潜在能力は多くの人が知ることになりましたよね。まさに災い転じて福となすの典型だと思います。私は言い方は悪いんですけども、コロナ禍がもたらしたよい副産物として、インターネットを活用した仕事や教育の可能性を多くの人に理解していただいたと感じています。

それでは、インターネットの必要性について町長にお尋ねをいたします。

インターネットを利用することは、情報へのアクセスやコミュニケーションの手段を広げ、子供から高齢者など、年代を問わず、新しい扉、新しい世界が広がっていく便利なツールと思われませんが、その必要性について、町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（今井 清君） ただいまの質問について、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

インターネットの必要性につきましては、私もスマートフォンやパソコンでインターネットを情報収集や家族、知人との連絡などに活用しており、とても便利なもので、現在の生活になくってはならないものだと感じております。

有線放送の代替施設として、たてしナビを採用し、町内全世帯を対象に、タブレット端末を無償貸与した目的の一つに、高齢者を含め、多くの方にタブレット端末に慣れていただき、インターネットを使ってもらうきっかけになればとの思いもございました。高度情報化社会に対応できるよう、住民生活に支障を来すことなく、かつ安全に情報通信技術を活用できるように、町としても努めていく必要があると考えております。

平成30年度末で、県内の多くの市町村が光ファイバー整備率が100%でありましたが、当町は約55%で、課題として捉えておりました。そのため、全町光ファイバー網の整備をNTT東日本と協議を行い、NTT東日本が高度無線環境整備推進事業で取り組むことになり、この事業は現在も続いており、町も光ファイバー網の整備に積極的に取り組んでいるところでございます。

以上であります。

議長（今井 清君） 1番、秦野仁美君。

1番（秦野仁美君） インターネット、子供だけではなく、町長もお使いということなんですけれど、子供だけでなく高齢者にも非常に役立っていると思います。例えば一つ説明しますと、情報ですね、健康や趣味、医療情報、旅行、料理など簡単にアクセスできます。次にコミュニケーション、先ほど説明しましたが、遠く離れた家族、友人とコミュニケーションを取る手段、また、独居老人であっても離れた家族と常に連絡を取り合ったり、お友達と連絡を取り合ったり、安否の確認もできるようになりますね。

あとオンラインショッピング、家にいながらお買物が楽しめます。4つ目、エンターテインメント、映画や音楽、読書など好きな時間、オンデマンドとありますが、楽しむことができます。5つ目、これ、ちょっと重要かも。認知活性、オンラインゲームやパズル、語学学習アプリを通じて脳を活性させることができる。6つ目、立科って農業のまちでありますよね。例えば田んぼへの排水監視とか水門の開け閉め、現在手動だと思うんですけど、全てAI化とかして自動化することも可能になります。また、農作物に膨大な被害を及ぼす霜害というんですかね、などの対処法もICTのセンサー技術を活用すれば、自動的にファンを回したりとか、被害を最小限に食い止めることもできます。またスマート農業と言われる少人数で、たくさんの農作物を栽培できる技術も、実は日本が世界トップクラスなんで、活用することも可能かと思います。

ですから、高齢者の方もインターネットを利用することで、楽しみや利便性をもたらすこともあるので、積極的に活用していただきたいと思っています。

このインターネットを立科町でどれくらいの世帯の方が利用されているのか、令和2年頃ですか、GIGAスクール構想に伴い、家庭のネット環境について、小中学生を対象にしたアンケート調査が行われたと思うんです。結果、9割弱のご家庭がインターネットの環境が整っていると回答があったとお聞きしています。あれからもう二、三年たっておりますので、状況は変わっていると思いますが、その後、同じような調査はされていますか、行っている場合はその結果をお聞かせください。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

家庭でのネットワーク環境につきましては、各ご家庭において整備、契約を行っていただいているところであります。

3年前の学校調査では、約9割のご家庭でネットワーク環境が整っているとの回答を得ております。

その後ですが、中学校において毎年1年生の保護者を対象に、各ご家庭のネットワーク環境の整備の確認を行っており、令和5年度では1件のネットワーク環境の制限があるということを確認しておりますが、この1件のご家庭は光回線に接続するとの回答を頂いているところであります。

以上です。

議長（今井 清君） 1番、秦野仁美君。

1番（秦野仁美君） 結果、インターネットの環境が整っているということなんですけど、スマートフォンなどの通信を除いた高速ネット回線ですね、ブロードバンドと呼ばれる100メガ以上のスピードが出る光ファイバですね、高速ネット回線と言うんですけど、を開通されている、あとWi-Fiのルータを設置されているという認識なんですよ。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

学校では、ネットワーク環境が整備されていないご家庭用に貸し出し用ルーターを用意しておりますが、貸し出しの実績がございませんので、各ご家庭でのネットワーク環境の整備やW i — F i の設置が進んでいるものと理解しているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 1 番、秦野仁美君。

1 番（秦野仁美君） ありがとうございます。

家庭内のネットワークの環境は、各家庭の責任において整備をしていただくということなんですけど、補足ですね、補足です、あくまでも。ADSLとかCATVのナローバンド、遅い回線を使用されると100メガ以下になっちゃうので、Y o u T u b e とかネットワークが途切れて、実用性を欠くことがあります。例えば仕事で使う大容量のデータなんかだと、やはり支障を来すので、早い回線、ブロードバンドと呼ばれるものに、100メガ以上のものではないと、やはり実用的ではないと思うので、スピードが遅いと動画再生とかデータのやり取りにもやはり支障が出るので、なるべく光ファイバー、100メガ以上のものを使われたほうがいいと思います。

もうちょっと分かりやすく言うと、皆さんが見ているY o u T u b e とかZ o o m 会議とかでの不具合や、オンライン会議、学習講義でも、やはり100メガ以上でないとか不具合が発生するので、光ファイバー100メガ以上のものを使われたほうがいいかなと思います。これは説明ということでご理解をいただきたいと思います。

では、立科町では防災の観点から、令和4年2月から防災拠点にW i — F i の環境が整備されました。このW i — F i とは、インターネットに接続するための便利な設備です。これは、コンピューターやスマホなどを使って、外出先でもインターネットに接続して使うことができます。

町は、平常時には観光客や町民の皆さんに利便性向上のため、無料のインターネット接続サービスを利用することができます。であります、実際に高齢者の方からご意見を聞くと、接続するやり方が分からない、メールをインストールしてとか何とかと言われて難しいとおっしゃっています。今、若い人ばかりじゃなくて、高齢者の人もスマホをたくさん使われています。なので、もうちょっと簡単に接続してあげれば、ちょっと親切かなって思います。

町民がよく利用されている中央公民館は、本年度W i — F i の環境が整備されるとお聞きしました。各区の分館、公民館というのかな、も町民の方の利用はあります。

先ほどお話ししましたが、過去の一般質問でもこの案件が出ていました。再度お尋ねをします。防災拠点または活動場所として利用されている各分館にも、W i — F i の環境を整えていただくことは可能でしょうか。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

立科町地域防災計画では、各分館等は避難時一時集合場所に定められており、避難所としては指定されておられません。防災拠点となる避難所5か所には、令和3年度に先ほど議員さんからもありましたが、令和3年度に国の補助金を活用し、Wi-Fi環境を整備してあります。

先ほど町長が申したとおり、Wi-Fi環境整備の前段となる全町光ファイバー網の整備については、町としても積極的に取り組んでまいりましたが、サービスの接続やWi-Fi環境整備等につきましては、維持費もかかりますので、受益者で設置してほしいと考えております。

このため、各分館のWi-Fi環境整備につきましても、全ての分館の維持費を町が負担することは難しいと考えますので、必要であれば、それぞれの分館で設置をいただきたいと考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 1番、秦野仁美君。

1番（秦野仁美君） 難しいということですね。費用もかかると思いますので、何年か先でも構いませんので、できれば検討していただければいいなと思っています。

最後に、町長にお聞きいたします。

町民全員が、平等に有益な情報にアクセスできる手段として、先ほどの質問にあったようなWi-Fiの導入について、重要性をお聞かせください。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えさせていただきます。

先ほど申したとおり、Wi-Fiの環境整備の前段となる全町光ファイバー網の整備につきましては、町としても積極的に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、先ほど担当課長からも申し上げましたが、各分館のサービスの接続やWi-Fi環境整備等につきましては、必要性は理解しておりますけれども、維持費もありますので、必要であれば各分館で設置をしていただきたいという考えであります。

町としましても、Wi-Fi環境の整備は重要であると捉えており、防災拠点となる避難所や、災害対策本部となる役場庁舎、多くの人が集う建物については、既にWi-Fi環境を整備しており、今後もさらに町の公共施設の建物にはWi-Fi環境の整備を進めていきたいと思っております。本年度は、中央公民館の図書室等と今回の一般会計補正予算に計上したとおり、権現の湯にもWi-Fi環境を整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 1番、秦野仁美君。

1番（秦野仁美君） 全町光ファイバー、ぜひ進めていただきたいと思います。人が集まる場

所にやはりWi-Fiが整備されると、インターネットを利用する人が多く集まるし、やはり観光客も含めてですが、地域経済や活性化で人口増加の貢献が期待されると思われまますので、ぜひ立科町の魅力を高めるためにも、行政の新しい展開を期待いたします。

では、次に行きます。子供の安全・安心な居場所づくりについて。

立科町の基本構想における将来都市像のための目標の一つに、豊かな自然とともに暮らす安全・安心な町づくりを掲げ、危機管理体制の充実など、安全・安心して生活できる環境づくりを推進されています。

また、立科教育の中に、子供が心身ともに健全に育成できる社会環境の整備と日常的な居場所づくりを推進しますとあります。

私自身、先月ですか、音楽活動で児童館に訪れました。8月の初旬だったんですけど、じっとしていても汗が流れるほどの猛暑で、その日は夏休み中でもあり、その日の利用者は60人くらいでしたか、館内環境がちょっとびっくりしたんですけど、とにかく暑くて、エアコンの整備もあって、スポットクーラーも確かにありました。エアコンの能力が足りないのかなと思うぐらい、ちょっと感じました。特に遊戯室に至っては、エアコンの設備はありません。大型扇風機、すごい大きな扇風機、本年度に導入していただいたとお聞きしました。でも、夏のこの連日の暑さで、以前の立科町は恐らく涼しかったのではないのでしょうか。温暖化のせいで、やっぱり私も移住してきて5年になるんですけど、暑さはやっぱり年々暑くなっていますよね。昨今、やっぱり熱中症って、屋外よりも室内で起きている数が多いみたいで、恐らく直接日光が当たらないので油断するのかなと思います。テレビでも、連日のように熱中症で児童が救急搬送された話、報道されていますよね。特に、子供は体がやっぱり小さい分、熱もこもりやすいので、成人よりもやっぱり、大人の方よりも熱中症のリスクが高いとされています。そして、ひどい場合は死に至るケースもあります。他人事ではないですよ。

そこで、教育長にお尋ねします。

児童館の館内環境の現状についてご存じですか。また、児童館への視察は定期的に行っていますか。そして、それは適切だと思われますか。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。塩澤教育長、登壇の上、願います。

〈教育長 塩澤 勝巳君 登壇〉

教育長（塩澤勝巳君） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、児童館について若干説明をさせていただければと思います。

児童館につきましては、親の就業などで放課後または長期の休校時に、家庭での保護が困難な児童の安全・安心な居場所と、それから健全な育成を目的に、児童館にお

いて放課後児童クラブ、放課後子供教室、こういった事業を展開しているわけでございます。

児童館の利用者は、主に小学校低学年が多いわけですが、令和4年度では小学生が延べ1万498人の利用をいただいているところであります。

また、児童館の利用時間につきましては、月曜日から金曜日までは乳幼児は午前9時30分から午後2時30分まで、小学生は放課後、おおむね午後3時頃ということになるかと思いますが、それから午後5時まででございます。ただし、放課後児童クラブに所属する児童につきましては午後7時まで、それから土曜日は午前9時30分から午後5時までとなっておりますが、実際には職員が出勤する時間が8時30分でございますので、ご要望があれば、この時間から受入れを行っているということでございます。

なお、日曜日は子育て支援拠点としまして、午前10時から午後5時まで開館をしているということでございますので、ご承知おきをお願いしたいと思います。

さて、児童館の安心・安全な居場所づくりのための環境整備ということでございますが、これにつきましては従前から対応させていただいているところでありますが、議員さんおっしゃるように、子供たちの利用が多くなってきているということ、それから本年については特に猛暑といいますか酷暑といいますか、そんなようなこともありまして、エアコンの効きもちよっと悪いのかなというようなことも懸念はしておりますが、一応対応はしているところでありますが、さらにまた、状況によっては考えたいというふうに思っています。

そんな中、令和4年度では照明機器のLED化を行ったりしておりますし、また本年度は熱さ対策として、先ほど議員さんのほうから話がありましたが、遊戯室にサーキュレーター、これを設置をしたところであります。

なお、本年4月から新たに児童館を子供教育課児童館係としまして、保育士資格のある職員、それから教員資格を持っている職員を配置をしまして、安全・安心な居場所づくり、それからきめ細やかな子育て支援の充実に取り組んでいるところであります。

お尋ねの環境整備の確認等につきましてでございますけれども、定期ではありませんが、私が児童館を訪問することもございますし、また児童館の担当の係長のほうからそれぞれ報告を受けながら、運営や環境整備に努めているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 1番、秦野仁美君。

1番（秦野仁美君） ありがとうございます。教育長、多忙だと思うんですけど、報告だけじゃなくて、足を運んでください。そして子供たちの姿を見てください。子供って、暑くても動くんですよ。汗をどっぷりかいても動くんです。じっとしません。そして、自分が熱中症になっていることも全く気づかない。確かに子供って元気に外で遊ぶ、そのとおりだと思います。でも、大人でさえもやっぱり猛暑で伸びている。なの

で、子供ならなおさらだと思います。なので、できれば、たまにはね、一日児童館長とか、一日保育園長とか、そういうことをちょっとやって、子供さんと一緒に汗を流して遊んでみてはいかがでしょうか。教育委員会の方、皆さんそろって行かれてもいいと思います。

この児童館ですね、先ほども職員の体制のお話をされたんですけど、現在職員は常勤3名、正職の方と会計年度を合わせて3名で、スポット職員1名というふうに聞いています。下校時のその放課後利用者は、去年は平均で60名ぐらい、今年は80人から90人と私はお聞きしました。夏休みの利用者もお聞きしたら、申込み時点で90人から114人、平均もやっぱり90人近くいるということでした。児童館の配置基準というんですが、子供の数に対して、40人に対して職員は3人というふうに伺ったんですけど、児童館の使用人数も70人というふうにお聞きしていますが、もう常に100人近く、やっぱりふだんからオーバーしているんですね。なので、去年以上に人数も増えているのに、やっぱり職員の数は現状維持なのかなと、ちょっと思います。

それでは、児童館の体制についてお尋ねします。

収容人数と比べて、現状の職員の数は足りていますか、それは適切でしょうか、お願いします。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

まず初めに、私どもより秦野議員のほうの内容がすごく詳しくて、びっくりしております。私も今回ご質問頂きまして、いろいろ調べましたので、その点を踏まえましてお答えさせていただきます。

先ほど教育長が申し上げましたけれども、本年4月から新たに子供教育課児童館係を創設いたしまして、保育士資格、教員資格を持つ職員3人体制で児童館の運営業務に当たっているところでございます。

先ほど議員がおっしゃったとおり、夏休み等ですね、一時的に利用児童が増えることはございますが、保育士資格、教員資格を持つスポット職員が、私が知っているところでは4人おります。私、毎月出勤カードを押していますので、4人おりますので、その皆様にご協力をいただきながら児童館を運営しているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 1番、秦野仁美君。

1番（秦野仁美君） ありがとうございます。夏休み期間中の利用のことで、利用者のおばあちゃんとか、の方からお聞きした話なんですけど、利用が多かったのか、人数の調整のために保護者宛てに人数利用の制限をかけるような内容のお手紙をもらったということで、やはり町内外の親御さんに子供をわざわざ預けに行ったということで、ちょっと不満の声も頂いているので、やっぱりそういうことをするんだったら、ちょっと人を増やしていただいて、対応していただくのもいいのかなと思いますので、お

願います。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

まず、1点目としまして、もう過ぎたことではありますが、7月下旬にコロナ感染者が増えたというのが1つございました。そこで、少し人数をとということがございました。もう過ぎたことなので申し上げます。

それと、先ほどエアコンの関係のことをご質問いただいたんですが、実は今年その関係もありまして、出入口をずっと開けっ放しでした。ずっとエアコンは全開にしてたんですけども、冷房は全開にしてたんですが、換気の関係がございまして、窓を開けっ放しにしておきましたので、そういったことも影響したと。それは私が現地に行って、職員の係長、館長がおりますので、話合いをして、換気をしっかりしようと。県の指導もございましたので、そういった部分もございました。本年度ですね、そういった部分がちょっとあったことを申し訳なく思うわけですが、そういう事情もあったということをご理解、ご承知おきいただきたいと思います。

以上です。

議長（今井 清君） 1番、秦野仁美君。

1番（秦野仁美君） 次長の開けっ放しの、私も実際に見たので分かりますので、承知しました。

ちょっと余談なんですけど、千葉県の佐倉市のニュータウンユーカリが丘というところに、ユーカリユートピアというものがあります。多分ご存じの方いらっしゃるか、ちょっと分からないんですけど、ここは、少人数で自発的な生活を送る高齢者のグループホームと、放課後の家庭の学童保育を併用した関東で初めての共生型施設、共に生きると書いて共生型施設というのがあります。思いやりとか、痛みとかを優しく教えてくれるおじいちゃんおばあちゃん、高齢者と、やっぱり子供さんのパワー、元気をつけてくれる子供たちが一緒に触れ合うという施設みたいなものがあるので、このような施設、もしかして立科町にも合致するようなことがあるのかなと思って、もし諸君の皆さん、気が向いたらリサーチして見ていただければいいなと思います。

戻ります。

児童館って、子供たち以外に涼を求めて来館される乳幼児の親子もいらっしゃるの、子育て支援で、給食無償化や通学かばんの提供を行ったように、町内の宝である子供たちを預かる大事な施設です。町の手厚い保護の下、やはり子育てのお母さんたちが気軽に行ける、安心して行ける、相談できる居場所づくりとして、やはり快適な環境の提供を期待しています。

いずれにしても、教育にとって一番大切なことは子供たち本人ですよ。なので、子供たちの未来において何が一番いいのか、そこをぜひ考えてください。

最後になります。

せんだって、小学生を対象とした子供議会が開催されました。私自身も初参加で、とても楽しみにしてまして、模擬議会体験では、実際に子供たちが質問席に立って質問を行いました。私が担当したお子さんなんですけど、ちょっと胸が熱くなるような質問をされて、ちょっと私もドキドキしちゃいまして、内容はお母さんが安心して過ごせる居場所をつくってほしいと言われました。私、議員ですけど、3人の子供を持っている母親なんです。やはりこんなこと言われたら、やっぱりちょっとうれしく思いますよね。思いませんか。男性の方もそう思いませんか。なので、世間のお母さんたちもやっぱり喜ばれると思います。

先ほどもたくさんお話ししたように、子供たち、そしてお母さんたちが安全・安心に過ごせる居場所、町長ぜひ、町長ぜひ期待しています。

ということで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（今井 清君） これで、1番、秦野仁美君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後4時41分 散会）